

今治市
男女共同参画計画
-いきいきひとプラン-
計画(案)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の基本理念	1
2 計画の目的と位置付け	2
3 計画の性格と役割	3
4 計画の期間	3
第2章 策定の背景	4
1 策定の背景	4
2 前計画の実施状況	5
3 今治市の状況	12
4 市民及び事業所調査結果からみる男女共同参画に関する意識	15
第3章 今治市が目指す男女共同参画社会	21
1 基本理念（将来像）	21
2 基本目標	22
3 今治市の現状	25
第4章 基本施策の展開	36
1 施策の体系	36
2 基本施策の内容	37
取組の柱1 男女の人権の尊重と男女共同参画意識が浸透した社会の実現	37
取組の柱2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大促進	46
取組の柱3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	50
取組の柱4 多様な働き方のしやすい環境整備と職場での男女平等の確保	52
取組の柱5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	56
取組の柱6 家庭・地域生活での男女共同参画の推進	61
取組の柱7 男女間のあらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現	64
第5章 計画の推進	67
1 計画の推進	67
2 計画の進行管理	68

第1章 計画策定にあたって

1 計画の基本理念

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な法律や制度の整備などが進められてきました。

男女共同参画社会基本法第3条においては、男女共同参画社会の形成は男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならないと定めています。

「今治市男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、女性も男性も一人一人の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野へ共に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

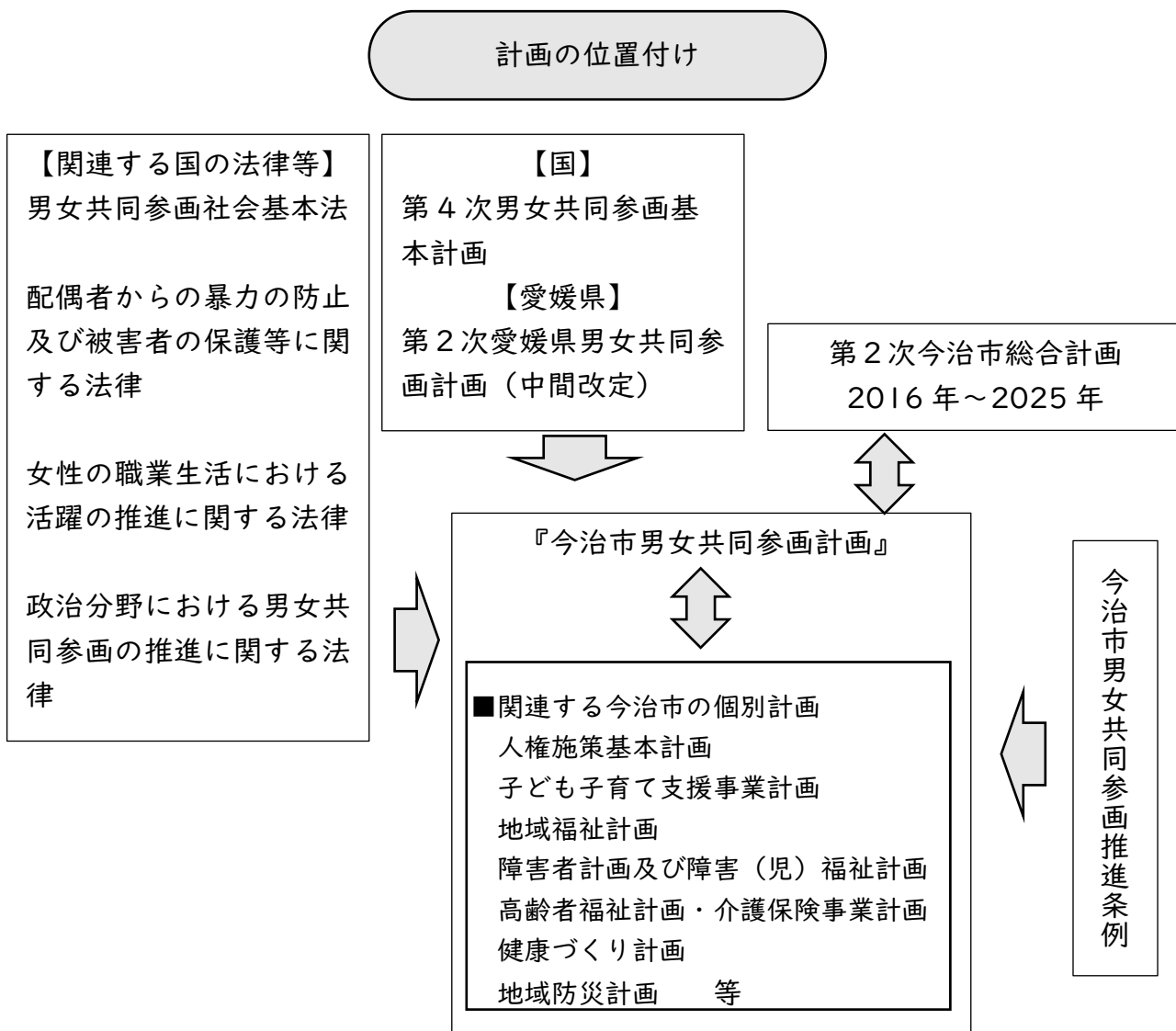
今治市男女共同参画推進条例基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度または慣行への配慮
- ③安心して継続できる職業生活
- ④家庭生活と他の生活との両立
- ⑤政策・方針の立案・決定への共同参画
- ⑥自立の精神と男女平等に配慮した教育
- ⑦国際社会の取組との協調

2 計画の目的と位置付け

今治市男女共同参画推進条例の基本理念に基づいて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

- ◇ 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- ◇ 「今治市男女共同参画推進条例」（平成18（2006）年6月施行）第10条に基づく計画です。
- ◇ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- ◇ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。



3 計画の性格と役割

- ◇本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向に鑑み、平成 30 年度に実施した「市民意識調査」及び「事業所実態調査」の結果や、今治市男女共同参画審議会での審議を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた今治市の総合的な施策・事業を定めるものです。
- ◇本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第 4 次）に向けての基本方針」及び愛媛県の「第 2 次愛媛県男女共同参画計画（中間改定）」を踏まえた上で、「第 2 次今治市総合計画」との整合性を図り、「今治市男女共同参画推進条例」の実現を目指すものです。
- ◇本市が目指す男女共同参画のまちづくりの方向を明らかにするとともに、市政を男女共同参画の視点から見直し、今後 10 年間に取り組むべき施策・事業を定めています。
- ◇家庭、地域、職場、学校において、市民、事業者、教育関係者がそれぞれの立場から男女共同参画を進める共通目標・行動指針となるものです。
- ◇本計画の推進を通して、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。

4 計画の期間

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とします。大幅な社会情勢の変化や国の動向に対応して、必要に応じて適宜、見直しを行います。

第2章 策定の背景

1 策定の背景

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。平成26(2014)年には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

国際社会においては、平成27(2015)年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」の17の国際目標の一つとして、「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

こうした国際社会の動向の中で、国では、平成27(2015)年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられる等、日本の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。このような中、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」が掲げられました。

愛媛県においては、平成23(2011)年に、「第2次愛媛県男女共同参画計画」が策定され、平成28(2016)年には、「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定が行われるとともに、「女性活躍推進法」に定める「女性活躍推進計画」を含めた一体的な計画として整備されました。

本市においても、平成18(2006)年6月に「今治市男女共同参画推進条例」を制定し、市民、事業者、教育関係者と市が協力して取り組むために、それぞれが担っていく役割を定め、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して取り組んでいます。平成22(2010)年3月に「今治市男女共同参画計画-いきいきひとプラン-」を策定し、「男女がともに過ごすまち・いまばり」の実現に向けて各施策を推進してきました。

2 前計画の実施状況

本市では「前計画」に沿って様々な施策を実施しました。

「前計画」の実施状況（令和元年11月現在）は、次のとおりです。

5-1-1 男女の人権の尊重

主要施策	実施状況	担当課
人権尊重のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権意識に関するアンケート調査」（H24年11月、H29年12月） ・「今治市人権施策基本計画」策定（H26年3月、H31年3月） ・「人権の花運動」、「街頭啓発」、「人権啓発フェスティバル」、「啓発チラシの配布」、「人権標語パネル展」、「懸垂幕、標語柱等の設置」、「人権講演会」など様々な啓発活動を実施 	人権啓発課

5-1-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

主要施策	実施状況	担当課
暴力の予防と根絶のための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて広報・ホームページに掲載、FMラヂオバリバリで放送、「人権啓発パネル展」「フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）」などにおいて周知・啓発活動を実施 	人権啓発課 子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府、県作成のポスター、リーフレットを掲示、関係施設に配布 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の実態を年次報告で公表 	人権啓発課 子育て支援課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談員による相談業務の実施（月曜日～金曜日） ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ相談機関の一覧をホームページ、広報に掲載 ・DV相談カードの窓口設置、相談時に配布 ・関係機関との連携、協議を行う 	子育て支援課
被害者の保護と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、被害者に対する支援を行う ・研修会等に参加し、相談員のスキルアップを図り、情報提供に努めている 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等の入所調整を行う 	保育幼稚園課
	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等の申し込みにおいて、被害者の保護と自立支援に取り組んだ 	住宅管理課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や関係機関との連携を行い、支援措置依頼者への適切な対応と支援を実施 	学校教育課

5-1-3 男女共同参画意識の変革と実践

主要施策	実施状況	担当課
性別による固定的な役割分担意識の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画講座」、「女性リーダー養成講座」、「フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）」を開催 ・男女共同参画に関する「市民意識調査」「事業所実態調査」（H31年2月） 	人権啓発課
各種媒体を通じた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる周知 ・リーフレット、チラシを男女共同参画講座などで配布 ・「フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）」で女性団体による活動発表 ・イベント・講座のチラシ、国・県からの配布資料を市の施設に配布 	人権啓発課
男女共同参画に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画講座」、「女性リーダー養成講座」、「フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）」開催時にアンケート実施 ・男女共同参画に関する「市民意識調査」「事業所実態調査」（H31年2月） ・女性活躍推進に関する女性職員の意識調査実施（H27年度） 	人権啓発課
メディアにおける人権尊重の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページなどによる市政情報の発信 	総務調整課
	<ul style="list-style-type: none"> ・教養講座、人権教育研修会の実施 ・有害環境浄化活動の一環として街頭補導を実施 	社会教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のインターネット等の安全利用に関する研修、情報モラル教育の取組を促進 	学校教育課

5-1-4 男女共同参画の視点に立った教育の推進

主要施策	実施状況	担当課
家庭における男女平等の教育の促進	・家庭の日の啓発・普及を推進	人権啓発課 社会教育課
	・「フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）」、「男女共同参画講座」を開催	人権啓発課
	・「男性料理教室」、「高齢者料理教室」の開催	社会教育課
	・育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持、増進を図った	健康推進課
	・技術・家庭科等においてよりよい家庭生活についての学習を実施	学校教育課
地域における男女共同学習の促進	・「男女共同参画講座」、「フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）」を開催 ・地域、団体対象の「男女共同参画講座」を開催	人権啓発課
	・「人権教育」での啓発	社会教育課
職場における男女共同参画学習の促進	・「男女共同参画講座」を開催 ・人権啓発パネル展を開催 ・国・県からの配布資料を市の施設に配布	人権啓発課
学校における男女平等の教育の推進	・愛媛県教育委員会等関係機関と協力して男女平等の教育を推進 ・青少年赤十字活動、ボランティア体験活動、各種募金活動を推進 ・人権・同和教育主任を中心として、各種研修会に参加、校内研修を実施	学校教育課

5-1-5 生涯を通じた心身の健康支援

主要施策	実施状況	担当課
生涯にわたる健康教育の充実	・公民館等のスポーツ講座、行事の開催	社会教育課
	・「妊婦・乳児一般健康診査」、「パパママ学級」、「乳幼児健康相談」の開催 ・「女性の健康週間」をPR、健康教室、健康相談を実施	健康推進課
ライフステージに応じた健康づくり	・児童生徒への性教育の推進	健康推進課 学校教育課
	・クアハウス今治を利用した健康教育等の事業を実施 ・栄養相談の実施 ・ゲートキーパーの養成 ・こころの関連の相談先の啓発	健康推進課
母子保健の充実	・妊娠、出産、育児を通じた健康管理を支援 ・正しい知識や情報を得るための講話、デモンストレーションを実施	健康推進課

5-2-1 意思決定の場への女性の参画

主要施策	実施状況	担当課
行政における女性の参画拡大	・各分野で活躍している女性を登録する「女性人材リスト」を整備、活用	人権啓発課
	・審議会等への女性委員の登用率 40%を目標に登用へ取り組んだ（平成31年4月1日現在31.2%） ・公募委員を1名以上、及び委員総数の10%以上の登用を目標に取り組んだ	人事課 人権啓発課
女性の意見の反映	・市民アンケート、パブリックコメント、附属機関等会議による広聴事業を実施 ・端末から気軽に利用できる行政相談の周知・活用を実施	総務調整課
民間部門における女性参画拡大	・人権啓発パネル展を開催	人権啓発課
	・地区民生委員児童委員協議会の役員選出にあたり副会長のうち最低1名は女性としている	福祉政策課
	・国等から送付される説明会や研修会のパンフレットを掲示し、啓発を図った	商工振興課

5-2-2 女性の能力の発掘・発揮のための環境づくり

主要施策	実施状況	担当課
女性の能力の発掘・発揮	・女性人材リストを2年を目途に更新	人権啓発課

5-2-3 女性の人材育成の充実

主要施策	実施状況	担当課
情報提供・きっかけづくり	・女性団体活動への支援 ・「女性リーダー養成講座」の開催 ・「日本女性会議」に参加 ・「今治市男女共同参画推進条例」の周知に努めた ・女性人材リストを整備、市の各種審議会等への登用や各種モニターへの推薦等に活用	人権啓発課
	・市民が自主的に行うまちづくり活動に必要な経費の補助事業を実施	市民生活課
	・婦人の教養、心身の健康増進のための講座を開設 ・婦人の社会活動のあり方に関する講演会を開催 ・県外の先進的な婦人会活動を行っている団体を視察 ・女性対象の工芸、料理、介護等の学習会を実施	社会教育課
	・消防団音楽隊（30名中女性20名）による火災予防広報、消防団PR活動を実施	消防本部 総務課

5-3-1 均等な雇用環境の整備

主要施策	実施状況	担当課
雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発パネル展を開催 ・「フォーラム今治・ひと（女）&ひと（男）」で、男女雇用機会均等月間について啓発 	人権啓発課

5-3-2 多様な働き方への条件整備

主要施策	実施状況	担当課
多様な働き方への条件整備	・国、県からの資料を配布、周知を行った	人権啓発課
	・結婚や出産で仕事を辞めた子育て中の母親に、就職の情報提供や就職活動の講座を開催	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で内職相談、情報の提供を行った ・ホームページで内職情報を公開 ・産業競争力強化法に基づき「創業支援等事業計画」の認定を受け、起業・創業を目指す方、創業後の事業拡大に悩む方への各種支援に取り組み 	営業戦略課
	・全中学校で職場体験学習を実施	学校教育課

5-3-3 農林漁業、商工業など自営業における男女共同参画の推進

主要施策	実施状況	担当課
多様な産業での男女共同参画	・生活研究グループ（女性の農業者グループ）へ補助金交付	農林振興課
	・漁協組合女性部の活動に対し支援を行った	水産課

5-3-4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

主要施策	実施状況	担当課
仕事と生活の調和の推進	・国、県からの資料を配布、周知を行った	人権啓発課 商工振興課

5-4-1 男女がともに参画する家庭・地域づくり

主要施策	実施状況	担当課
男女がともに参画する家庭・地域づくり	・「男女共同参画講座」を開催	人権啓発課
	・生活習慣病予防につながる若年層対象の料理教室の開催	健康推進課
	・「まちづくりサポーター」登録制度の実施、活用 ・今治地域で活動する市民活動団体の拠点として市民活動センターを設置	市民生活課
	・11月「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて、「家庭の日」について広報に掲載、FMラヂオバリバリで放送	社会教育課
	・女性消防団員が応急手当指導員として実技指導	消防本部 総務課

5-4-2 子育て環境の整備

主要施策	実施状況	担当課
子育て支援の推進	・乳幼児健康相談、心療内科医による子育て個別相談を実施 ・子育て相談を実施	健康推進課
	・「今治市子ども・子育て支援事業計画」（今治市次世代育成支援地域行動計画を継承）を実施、子育て支援サービスについて、広報、ホームページ、ガイドブックで周知 ・子育て自主サークルの会員募集、連絡会の開催 ・妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を実施 ・保育所等の行事への参加やおためし保育ができるマイ保育園事業を実施 ・妊婦及び未就学児家庭が、協賛店舗を利用した際にサービスが受けられる子育てファミリー応援ショップ事業を実施 ・地域子育て支援拠点事業所等において、相談事業や育児講座、父親対象の講座を実施 ・子育て講座を開催	子育て支援課
	・地域のニーズに応じた保育サービス（一時預かり、休日保育）の拡充 ・病児保育事業所運営開始	保育幼稚園課
ひとり親家庭等に対する支援の推進	・ファミリー・サポート・センター利用料の補助事業実施 ・児童扶養手当事業の実施	子育て支援課
	・医療費の自己負担分を助成（20歳未満の子供を扶養している親及びその子ども）	保険年金課

5-4-3 高齢者や障害者がともに輝いて暮らせる条件整備

主要施策	実施状況	担当課
高齢者が積極的に社会参加できる地域社会	・今治市シルバー人材センターへ運営費を補助	高齢介護課
介護予防・地域で支えあう介護保険	・介護に関する知識や技術の習得を目的とした教室を開催	高齢介護課
障害者の自立した生活の支援	・サン・アビリティーズ今治などの公共施設利用料金の割引 ・市主催行事等に手話・通訳者を設置	障がい福祉課
バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	・バリアフリー対応の施設の利用内容とアクセス、障害者割引等を実施している施設をまとめたマップ作成	障がい福祉課
	・今治市交通バリアフリー基本構想に基づく社会基盤の整備	都市政策課

5-4-4 男女がともに学べる生涯学習体制の整備

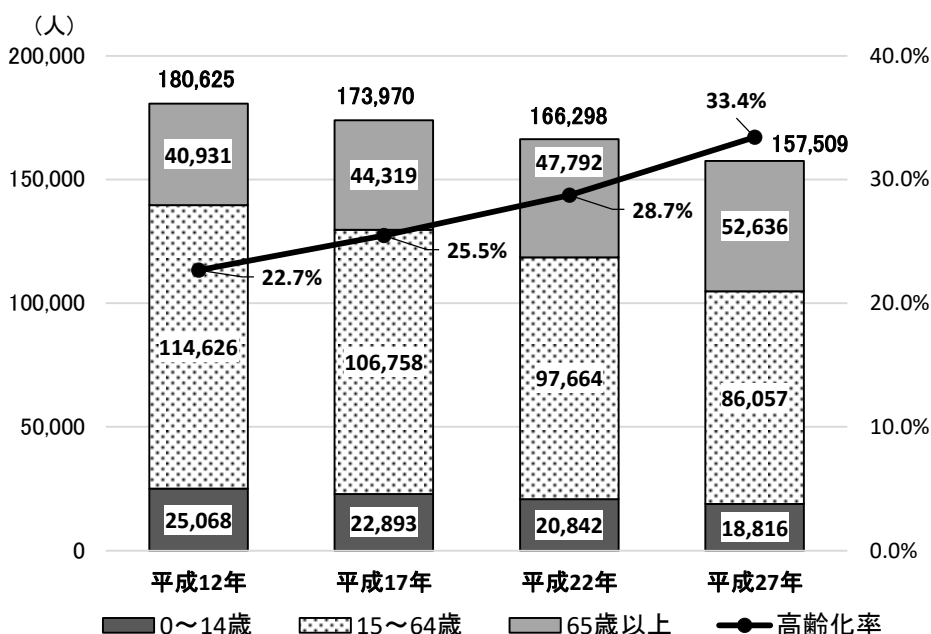
主要施策	実施状況	担当課
男女でともに学ぶ学習機会	・講座内容による開催曜日、時間の設定 ・講座、フォーラム開催時に託児サービスを実施 ・男女共同参画を啓発する講座を開催	人権啓発課
	・子育て講座、思春期子育て講座を開催 ・人権教育を実施	社会教育課
	・公共施設予約システムの導入	スポーツ振興課
男女でともに楽しむ文化・芸術活動	・生涯学習の一環として芸能などに親しむ機会を提供	社会教育課
	・企画展やシンポジウム、ワークショップを開催 ・市展の開催 ・文化協会他、各種団体への支援	文化振興課
	・小中学校の屋内運動場を開放	教育委員会 総務課
男女でともに楽しむスポーツ等の活動	・地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの創設や活動に対する支援 ・スポーツ大会や教室の開催や誘致 ・公共施設予約システムの導入	スポーツ振興課
男女でともに進める国際交流	・「日本女性会議」に参加	人権啓発課
	・今治市国際交流協会への支援 ・国際交流協会と連携し、市民が主体となって行う事業の支援、外国人市民のサポートを行った ・民間交流基調の国際交流、姉妹都市との友好親善を図った	イベント 交流推進課

3 今治市の状況

(1) 人口の推移

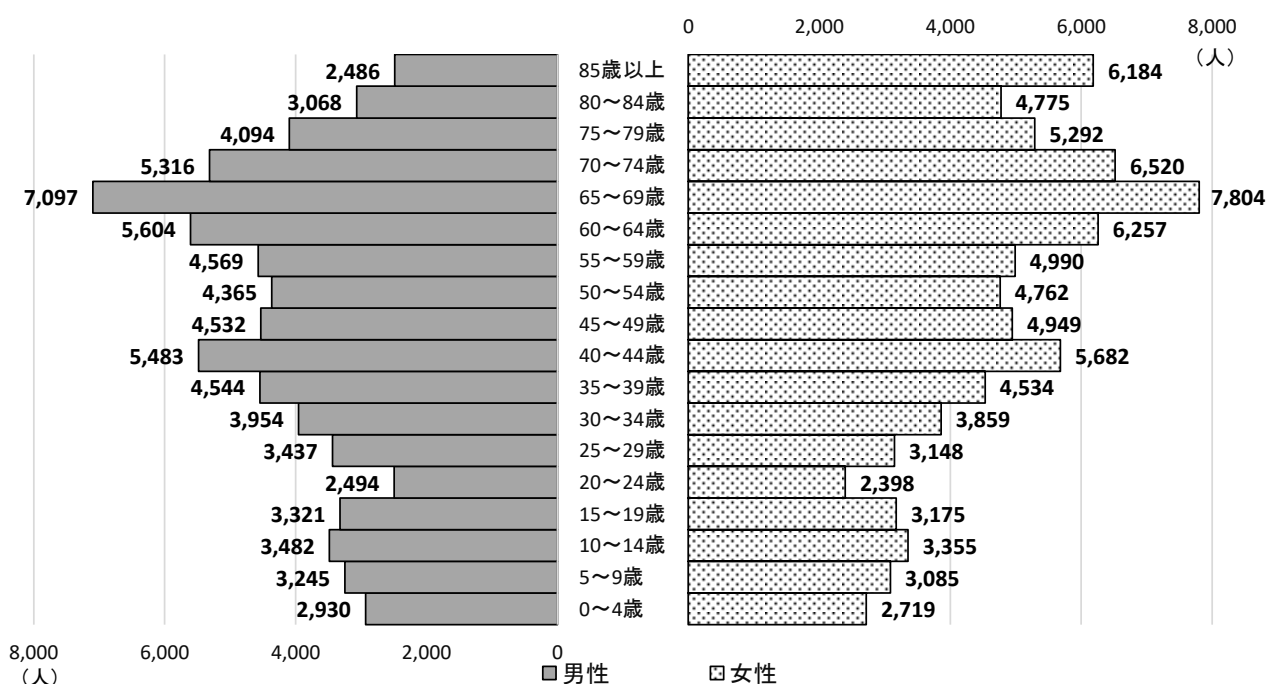
今治市の人口は減少傾向にあります。高齢化率は上昇傾向にあり、平成27年では33.4%となっています。年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあります。人口構成を人口ピラミッドでみると、男女ともに40歳代の働き盛りの世代と、60歳代のいわゆる団塊の世代を含む世代の人口が多くなっており、年少人口が減少傾向であることを踏まえると、今後も少子高齢化が進行することが予測されます。

■人口三分区・高齢化率推移



出典：国勢調査(平成12年は、旧市町村を合算している)

■人口ピラミッド

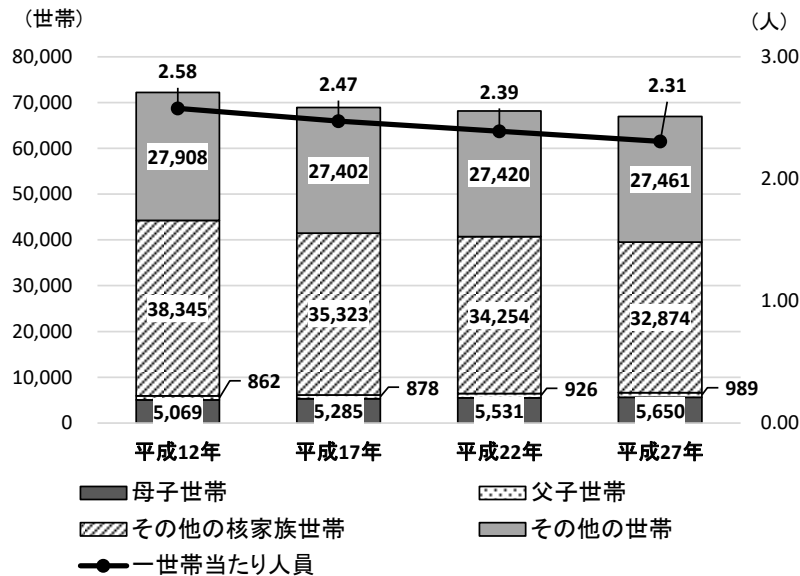


出典：国勢調査(平成27年)

(2) 世帯の状況

家族類型別にみると、核家族世帯は合併後の平成17年以降減少に転じているものの、世帯の少人数化に伴い、高齢化と高齢者の独居化が進んでいる中で、祖父母等の協力を得て家族のみで育児・介護を完結するといった方法が難しくなることが考えられ、育児・介護等に関する支援の必要性がうかがえます。

■家庭類型別世帯数の推移

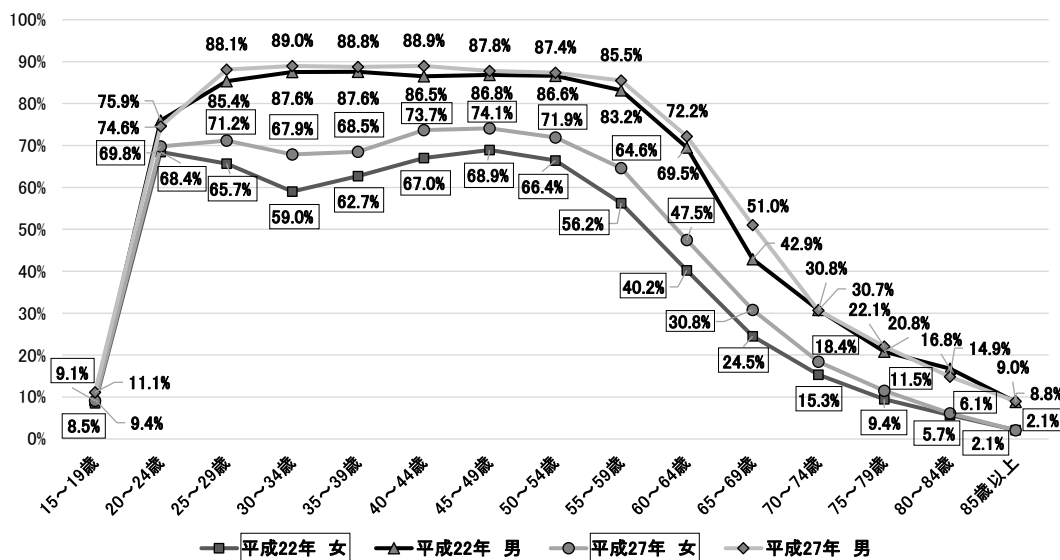


出典：国勢調査(平成12年は、旧市町村を合算している)

(3) 男女の年齢別労働力の推移

女性の労働力率は、25歳以上のすべての年齢で上昇していて、就業への意欲が増加していることがうかがえます。男性については変化がみられません。

■男女の年齢別労働力の推移

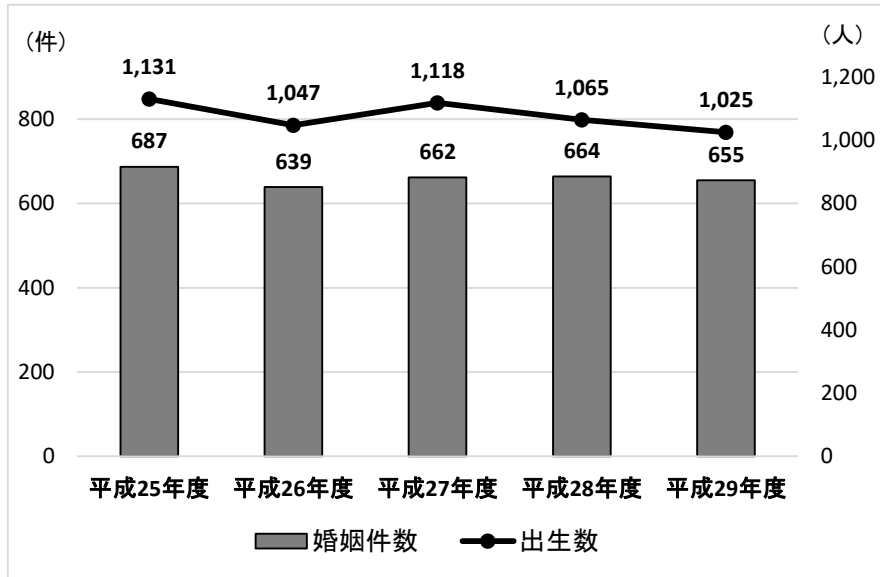


出典：国勢調査

(4) 結婚・出産

婚姻件数は、ほぼ横ばい傾向にありますが、出生数は平成 27 年以降減少傾向にあることから、少子化の進行が懸念されます。

■婚姻件数・出生数の推移

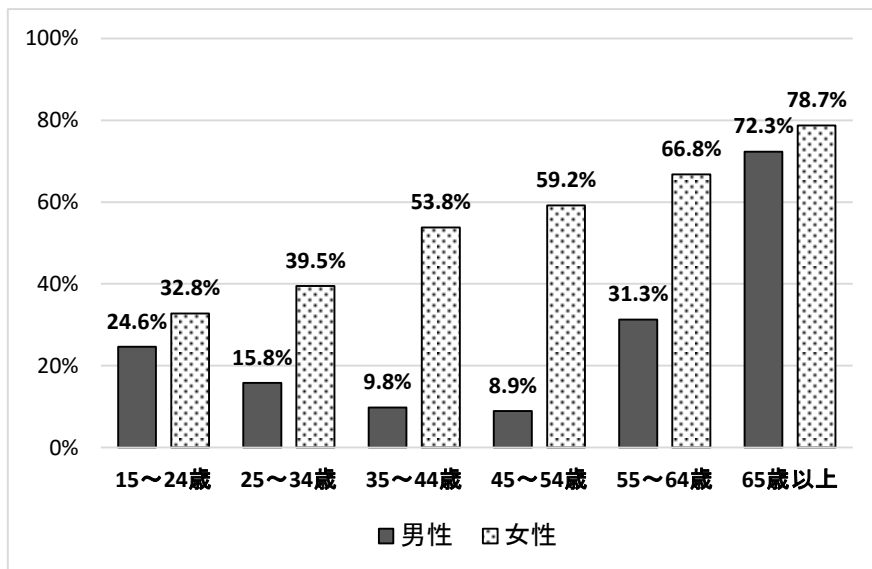


出典: 今治市住民基本台帳

－参考－ 「年齢階級別非正規雇用者の状況」(全国結果)

国の調査によると、女性の非正規雇用者の割合は年齢が上がるにつれて高くなっています。一方、男性では、55歳以上を除き、年齢が上がるにつれて低くなっています。

■年齢階級別非正規雇用者の割合



出典: 内閣府「平成 29 年度版男女共同参画白書」

4 市民及び事業所調査結果からみる男女共同参画に関する意識

(1) 調査の概要

■市民意識調査

対象者	今治市在住の20歳以上の男女 合計2,000人
対象者の抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	調査期間：平成31年2月20日～平成31年3月15日
調査方法	郵送による配布と回収
回収数	781件 回収率 39.1%

■事業所実態調査

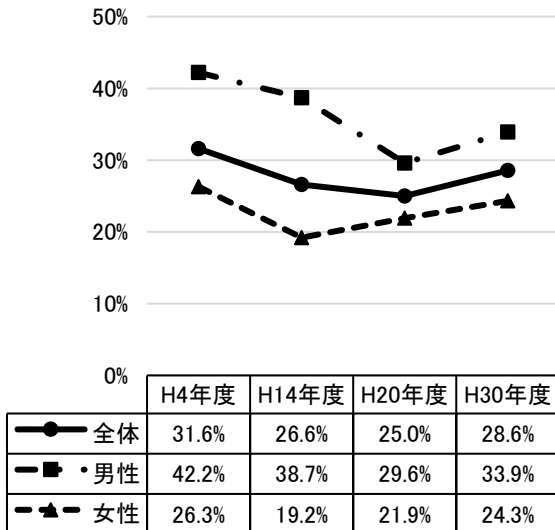
対象者	今治市内の事業所 150事業所
対象者の抽出	今治商工会議所、越智商工会、しまなみ商工会の会員事業所から従業員数5人以上を抽出
調査期間	調査期間：平成31年2月20日～平成31年3月15日
調査方法	郵送による配布と回収
回収数	54件 回収率 36.0%

(2) 各分野における男女の平等感の推移

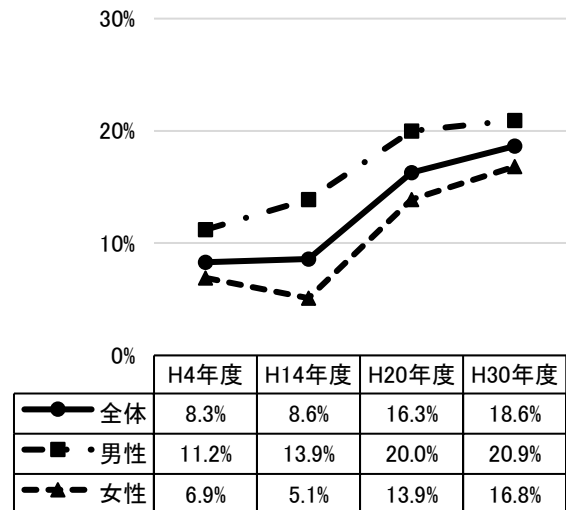
「家庭の中で」では、低下傾向にあるものの直前の調査からは上昇しています。「職場の中で」、「地域の中で」では高まる傾向にあります。「教育の場で」では、上昇傾向にあるものの直前の調査からは低下しています。

「男女の地位は平等になっている」と答えた方の割合

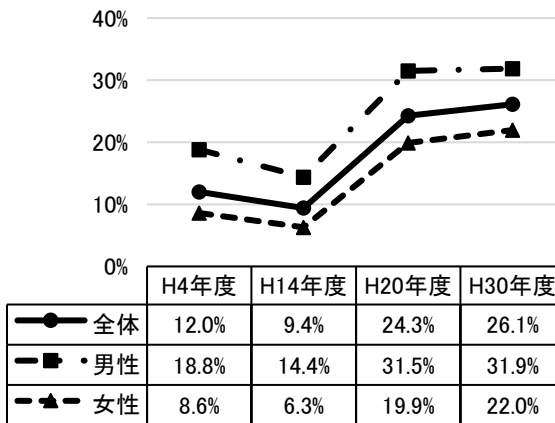
■家庭の中で



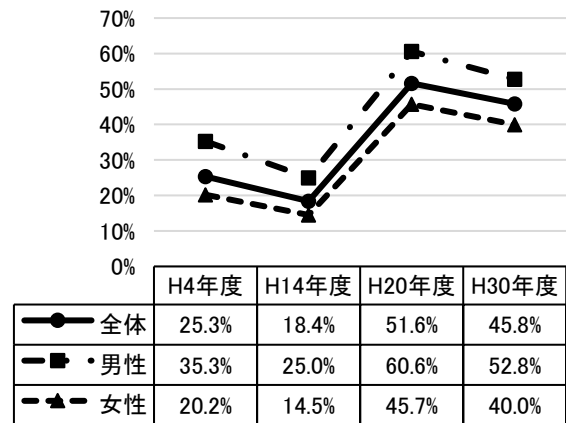
■職場の中で



■地域の中で



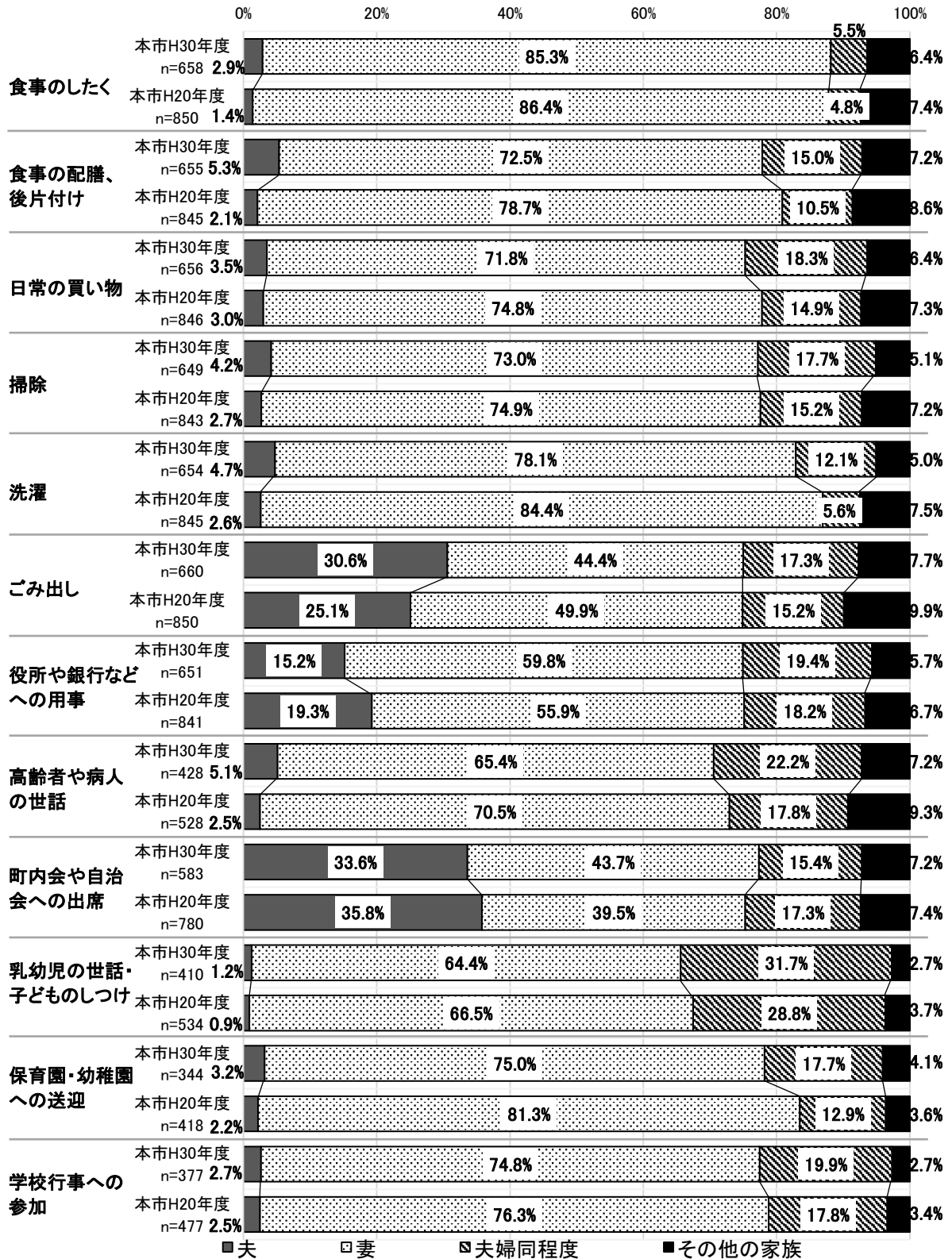
■教育の場で



(3) 家庭での役割分担の実態

家庭内での役割は、夫より妻が多くを分担しています。前回調査と比べると「役所や銀行などへの用事」、「町内会や自治会への出席」の場面を除き、「夫が分担している」、「夫婦同程度分担している」と答えた方の割合が高くなっています。

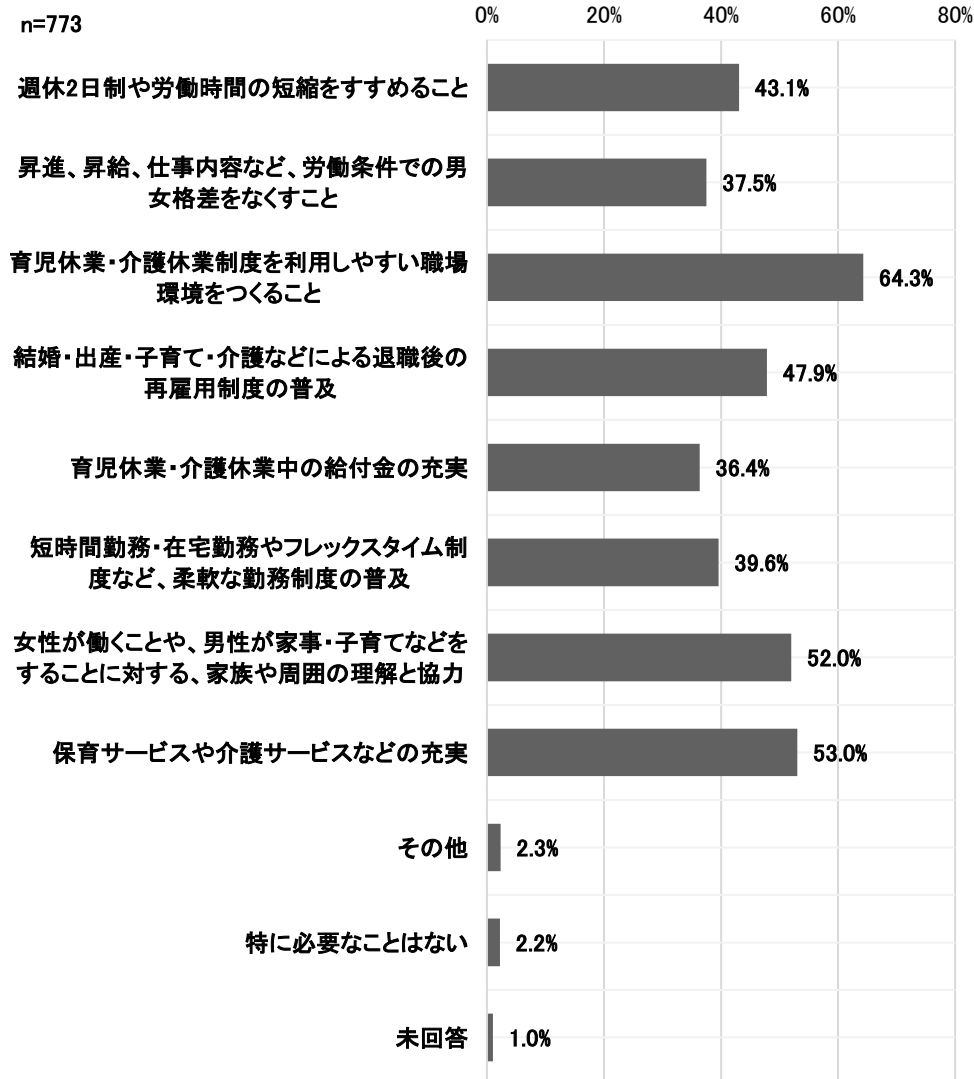
■家庭での役割分担の実態



(4) 仕事と家庭の関わり方の意識

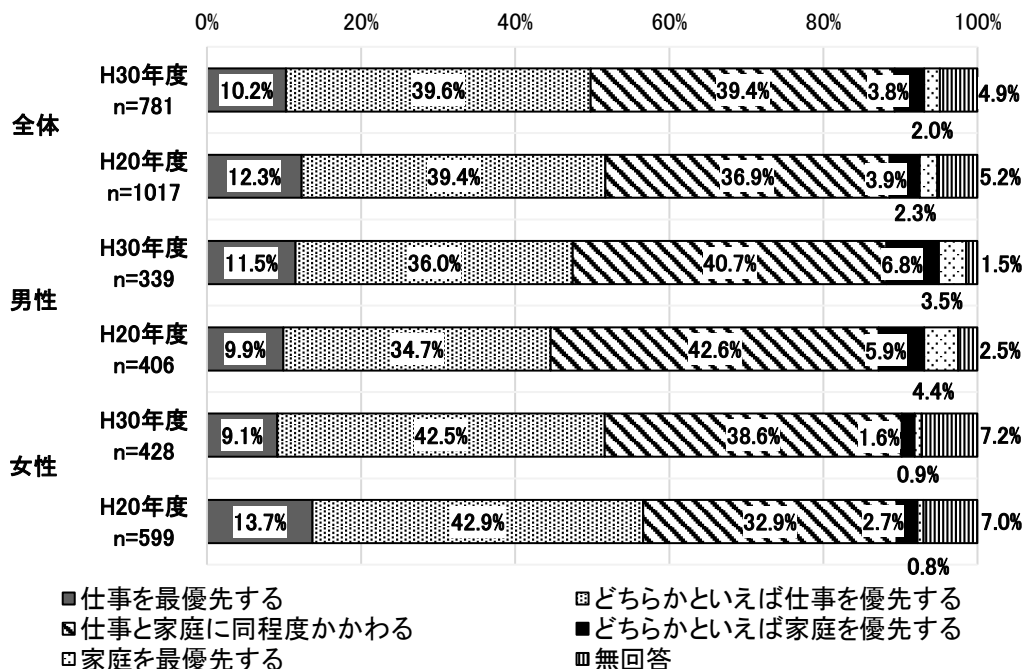
男女がともに仕事と家庭の両立を続けていくために必要だと思うことを尋ねたところ、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境をつくること」、「保育サービスや介護サービスなどの充実」、「女性が働くことや、男性が家事・子育てなどをするこに
対する、家族や周囲の理解と協力」と答えた方の割合が高くなっています。

■仕事と家庭の両立に必要なと思うこと



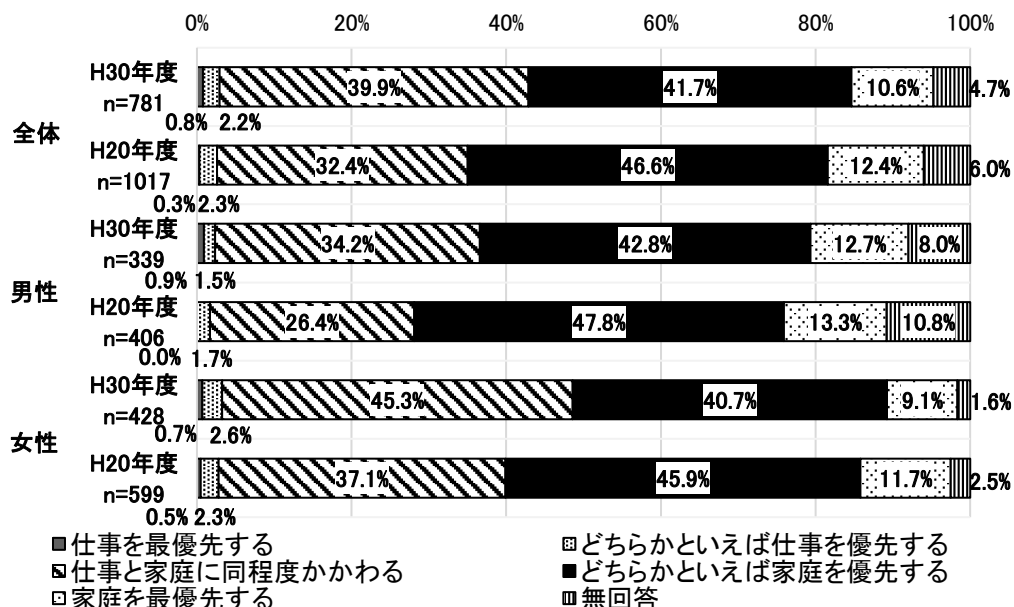
男性の仕事と家庭への関わり方として、「仕事を優先する」ほうが好ましいという回答が多くなっています。その割合は男性自身よりも女性において高くなっています。前回調査と比べるとその割合は低くなっていて、「同程度かかわる」ほうが好ましいという回答が増えています。

■ 男性の仕事と家庭の関わり方



女性の仕事と家庭への関わり方として、「家庭を優先する」ほうが好ましいという回答が多くなっています。その割合は女性自身よりも男性において高くなっています。前回調査と比べるとその割合は低くなっていて、「同程度かかわる」ほうが好ましいという回答が増えています。

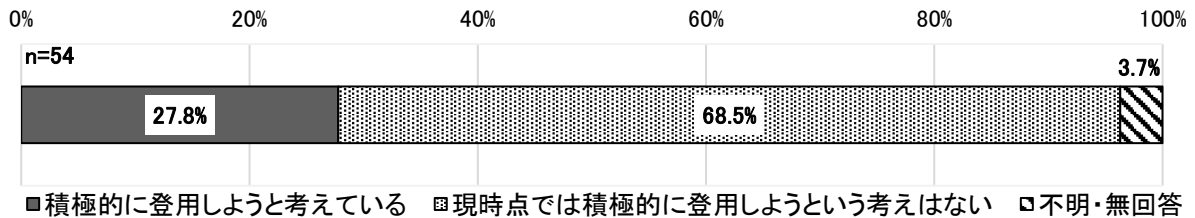
■ 女性の仕事と家庭の関わり方



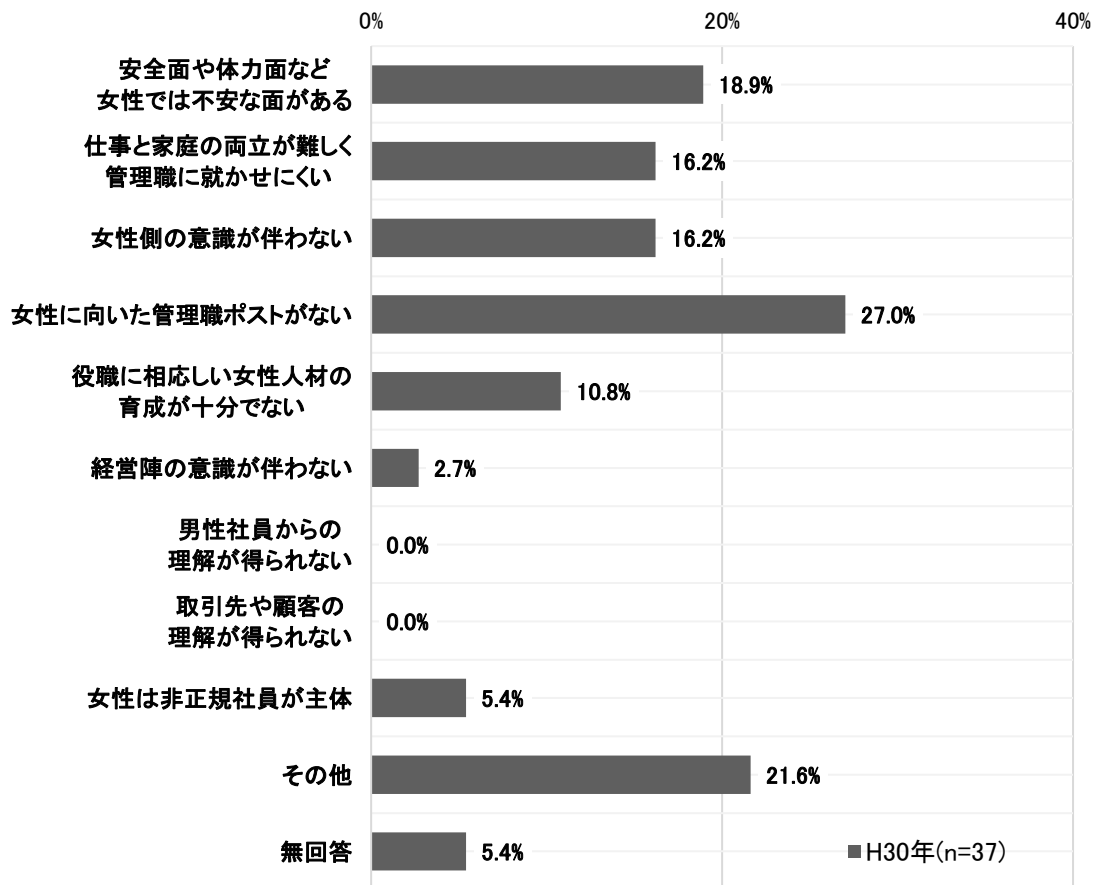
(5) 女性の役員や管理職への積極登用

役員や管理職への女性の登用について、「現時点では積極的に登用しようという考えはない」事業所が68.5%となっています。その理由としては、「女性に向けた管理職ポストがない」、「安全面や体力面など女性では不安な面がある」があげられています。

■女性管理職の積極登用について



■女性管理職を登用しない理由



第3章 今治市が目指す男女共同参画社会

1 基本理念（将来像）

第2次今治市総合計画（2016年～2025年）

【今治市の将来像】

ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まち いまばり
あの橋を渡って 世界へ 未来へ

○重点施策 ふるさと共創（走）システム

共に育む 主要な施策4 女性がいきいきと輝くまちづくり

○施策の大綱1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

施策の方向① 安心して子供を産み、育てていける基盤づくり

・ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援の充実

○施策の大綱3 みんながつながり支えあうまちづくり

施策の方向⑥ 世代を超えて、みんながつながる地域の基盤づくり

・人権意識の高揚と人権問題解決への取組の推進
・男女共同参画の推進

○施策の大綱7 産業の飛躍と創造に満ちた活力あるまちづくり

施策の方向⑮ いきいきと働ける活力ある産業の基盤づくり

・今治での就職促進と働きやすい環境整備の促進

上記は、第2次今治市総合計画において、本市の目指す将来像とその将来像を実現するための基本計画の中から、男女共同参画の推進に関する重点施策と施策の大綱を抽出しています。

本市の目指す男女共同参画社会は、男女が自立した市民として相互に理解・尊重しあいながら、社会のあらゆる分野に共同して参画する社会です。家族や伝統文化を大切にしながら役割を分担する際には、性別ではなく個人の能力等によって決められる社会です。

今治市男女共同参画計画（2020年度～2029年度）

いきいき ひと プラン

－男女がともにおこすまち・いまばり－

2 基本目標

本計画の目指す将来像「男女がともにおこすまち・いまばり」、計画名称「いきいきひとプラン」を前計画から継承し、基本目標においても、家庭・地域・職場・学校とあらゆる場所において、男女が相互に理解・尊重しあいながら、社会のあらゆる分野に共同して参画する社会の実現を目指していくため、引き続き以下のテーマを定めます。

基本目標Ⅰ いきいきひとの家庭づくり

「市民意識調査」^{※1}の結果において、家庭の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は28.6%でした。10年前の調査結果の25.0%と比べると3.6ポイント増となりましたが、国の調査結果^{※2}の47.4%と比べると低い状況です。

性別にみると「平等になっている」と感じている人の割合は男性33.9%、女性24.3%と男性のほうが高くなっている一方で、「男性が優遇されている」と感じている人の割合は男性6.8%、女性14.3%と女性のほうが高くなっていて、男女間での認識の違いがあることを示しています。

また、男性が女性とともに家事等に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思うか尋ねたところ、「夫婦や家族の間でのコミュニケーションをよくはかること」が69.0%と最も多く、次いで「男性による家事、子育てなどについて、職場における上司や周囲の理解をすすめること」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が多くなっています。認識の違いを埋めるためには、互いのコミュニケーションと、男性が抵抗感をなくすこと、そして周囲の理解が必要となります。

人生100年時代において、国は、すべての女性が家庭や仕事、子育て、地域活動への参加等、様々な役割を果たしながら、自ら多様な選択ができる社会の構築を目指しています。その基盤となるのが「家庭」です。

ワーク・ライフ・バランスの推進、DV対応、生涯を通じた健康づくり、子育て・介護の役割分担等の多様な課題を克服して、男女が互いを尊重し、充実した家庭生活を送ることができるよう支援し、社会基盤としての「いきいきひとの家庭づくり」を目指します。

基本目標2 いきいきひとの地域づくり

「市民意識調査」※¹の結果において、地域の中で男女の地位が平等に感じている人の割合をみると26.1%でした。10年前の調査結果の24.3%と比べると1.8ポイント増となりましたが、国の調査結果※²の47.2%と比べると低い状況です。

また、町内会や自治会への出席について主に誰が分担しているか尋ねたところ、男性の回答では、「夫が分担している」34.5%、「妻が分担している」21.2%となっているのに対し、女性の回答では、「夫が分担している」17.5%、「妻が分担している」41.6%となっています。男女の意識が逆転していて認識に大きな隔たりがあります。

国は、生産性向上・経済成長・地方創生の切り札としてあらゆる分野における女性の活躍を推進しており、女性にとっての魅力的な地域社会づくりに向けた取組の推進が大切です。

あらゆる分野での女性の活躍の視点に立ち、地域社会においても男女が互いに欠くことのできない貴重な構成員と認識し、誰もが自治会等の地域活動、PTA活動、防災活動等に自主的に参加、参画できる「いきいきひとの地域づくり」を目指します。

基本目標3 いきいきひとの職場づくり

「市民意識調査」※¹の結果において、職場の中で男女の地位が平等に感じている人の割合は18.6%でした。10年前の調査結果の16.3%と比べると2.3ポイント増となりましたが、国の調査結果※²の29.7%と比べると低い状況です。

国では、女性活躍推進法の改正により行動計画策定等の義務対象となる中小企業への支援や女性活躍情報の「見える化」の深化、中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの実現等が推進されています。さらに、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性の起業への支援、女性役員の登用の拡大、人材育成等にも注力しています。

そして、男性の産休や育児休業等の取得を推進し、男性の暮らし方や意識の変革も促進させ、女性の活躍のために職場と家庭生活との両立を図るための環境整備を進めています。

不平等感がある職場の変革に加えて、セクシュアル・ハラスメント等の課題を克服し、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる「いきいきひとの職場づくり」を目指します。

基本目標4 いきいきひとの学校づくり

「市民意識調査」※¹の結果において、教育の場で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は45.8%でした。10年前の調査結果の51.6%と比べると5.8ポイント減となり、また、国の調査結果※²の66.4%と比べると大きな開きがあります。性別にみると男性が52.8%、女性が40.0%と男女間で認識の違いがあります。

男女共同参画の核となる教育において、性別にとらわれず多様な選択を可能にするための教育・学習の充実が進められており、学校教育段階からのキャリア形成に関わる学びの充実が大切です。

男女共同参画についての学習環境を整え、様々な学びを通じて多様性に富んだ豊かな人生を実現していけるよう「いきいきひとの学校づくり」を目指します。

※1 P16(2)各分野における男女の平等感の推移より

※2 国の調査結果：内閣府の平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査より

3 今治市の現状

現状-1 男女の人権の尊重と男女共同参画意識が浸透した社会の実現

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で基礎となるものです。差別のない明るく住みよい人権尊重のまちづくりのため、「差別をなくする強調月間」、「人権週間」、「人権の日」等の機会を捉えて、各機関と連携し啓発活動を進めてきました。

「市民意識調査」によると、男女の平等感が高まる傾向にありますが、依然低い状況にあります。(図-1)

次世代に加えて、現在の社会を動かしている大人世代の意識を変革するためにも、男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を進めるための家庭、地域、職場、学校等における教育・学習の充実が求められています。

「市民意識調査」によると、家庭生活の多くの場面で、夫より妻が多くの仕事を担っています。(PI7(3) 家庭での役割分担の実態)

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、まだまだ慣習や人々の心のなかに依然として残っていて、家庭、職場、地域社会等で男女共同参画を進めていくうえでの大きな妨げとなっています。

「市民意識調査」において「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てたほうがよい」という考え方について「そう思う」という回答の割合が前回調査と比べると減少しました。性別にとらわれるのではなく、一人一人の子どもの可能性を最大限に引き出せるよう努めることが重要です。(図-2)

また、「結婚しても子供を持つことにこだわらなくてもよい」や「結婚しても、うまくいかなければ、離婚してもかまわないと思う」という考え方について「そう思う」という回答の割合が前回調査と比べると上昇し、ライフスタイルへの意識の多様性が見られます。

(図-2)

図-1 「各分野の男女の地位の平等感について」

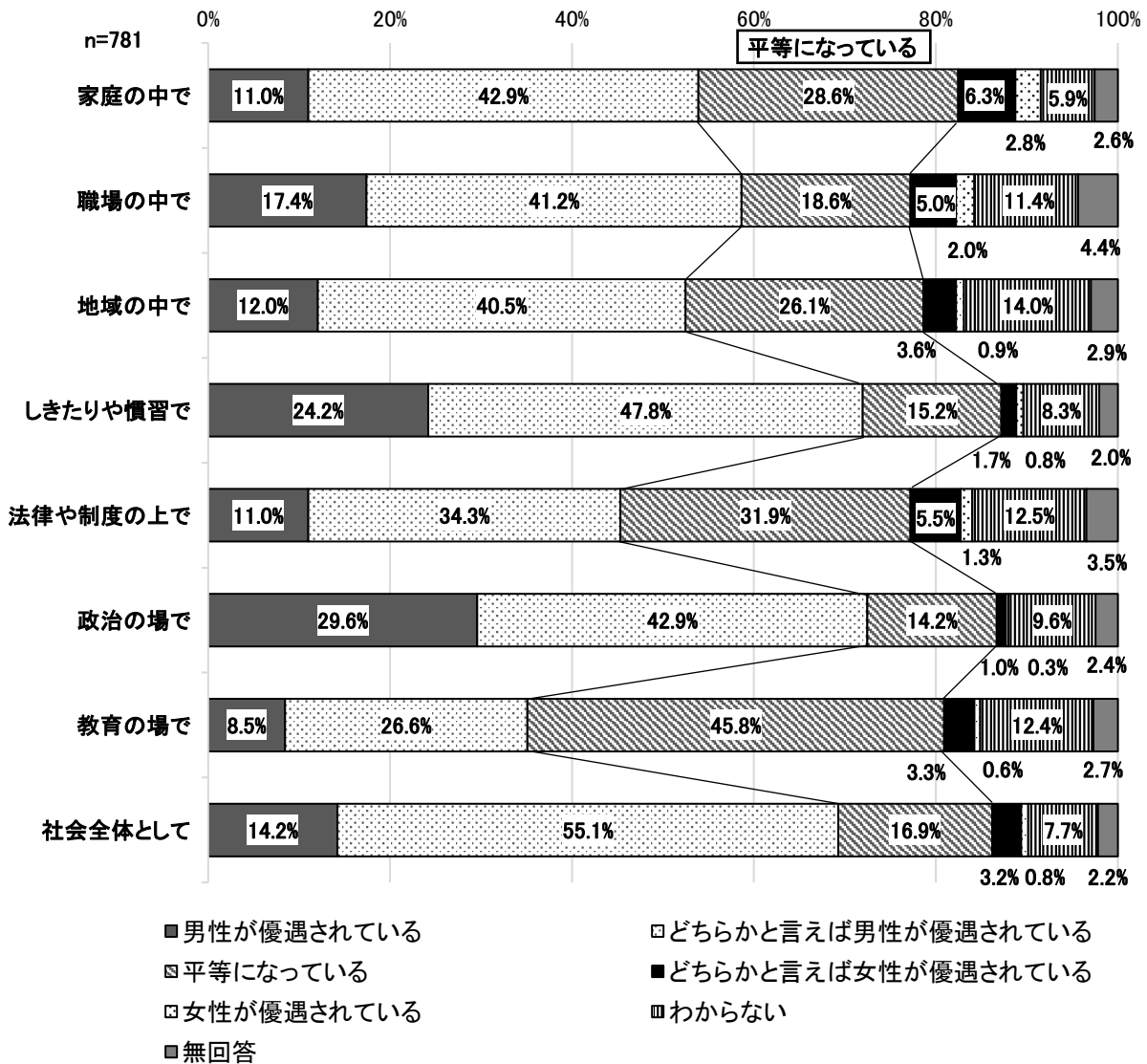
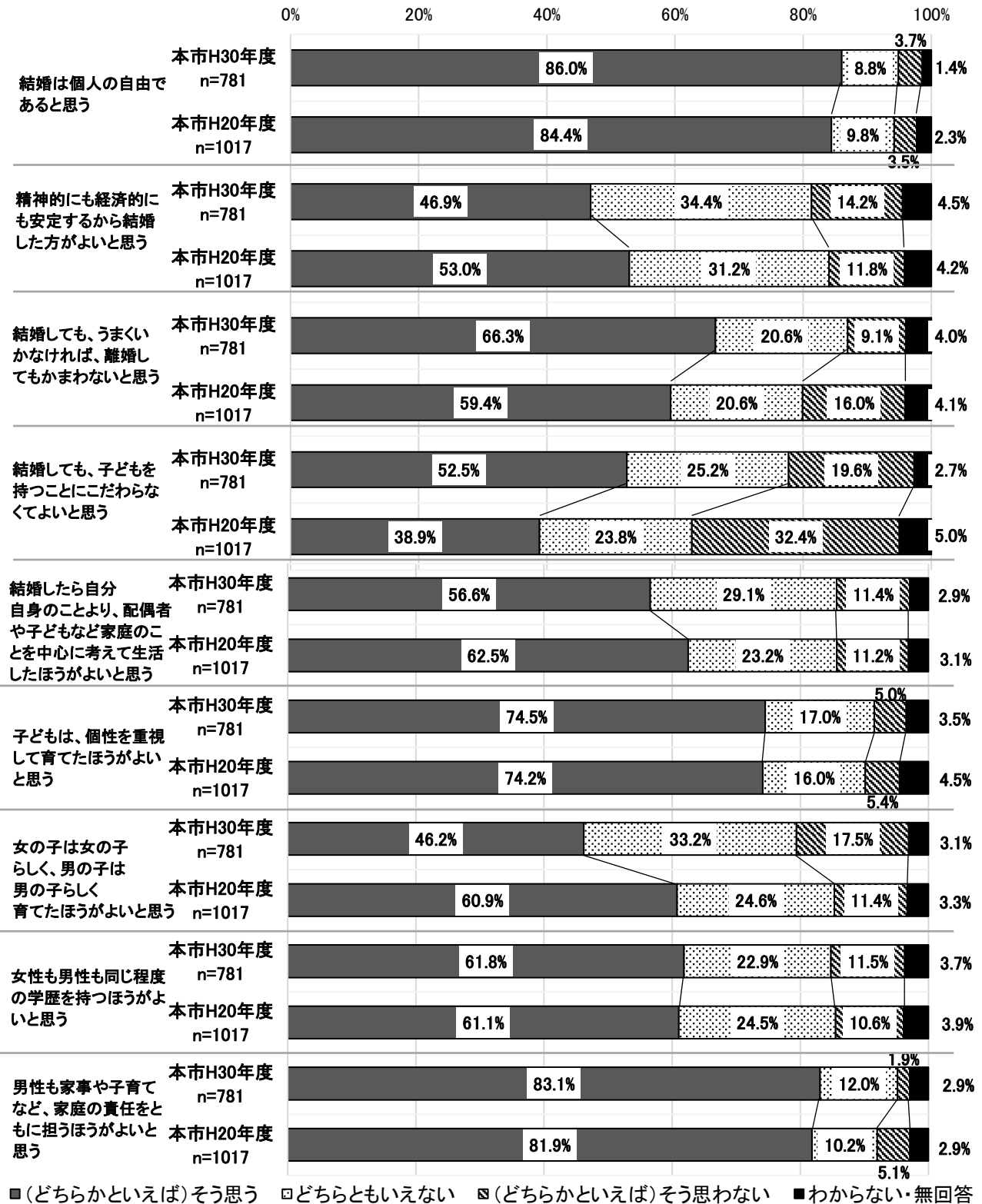


図-2 「結婚・家庭に関する考え方」



男女共同参画社会の実現に当たっては、様々な分野において、男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。

今治市では審議会や各種委員会における女性委員の占める割合は依然として低く、女性の意見を政策・方針決定に反映させるためには、審議会委員等への女性登用率の向上や女性委員のいない審議会等の解消等に努める必要があります。

「事業所実態調査」によると女性を積極的に活用するため何らかの取組を行っている事業所の割合は前回調査と比べると多くなりました。しかしながら、今後、役員や管理職に女性を積極的に登用しようと考えている事業所の割合は少ない状況です。女性の活躍の場をつくる環境づくりが重要です。(図-3、図-4)

企業等で女性の活躍を推進し、女性の能力発揮の促進を図る上で、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、女性はその価値観やライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できることは重要です。

事業者に対する労働環境や労働条件の改善についての働きかけ、就業環境の整備、女性の技能習得や資格取得のための教育や研修をはじめとする様々な取組が必要となります。

地域等においても女性の活躍の場を多くつくるためには、女性自身が様々な分野への参画意識を高めるとともに、女性の能力発揮(エンパワーメント)に向けた積極的な措置(ポジティブ・アクション)に取り組むことが重要です。

女性が発言力、自己決定能力、方針決定能力等の力をつける場を多くつくるなど、女性の人材育成の機会の充実が求められています。

事業所実態調査の結果

図-3 「女性の積極的活用の取組状況」

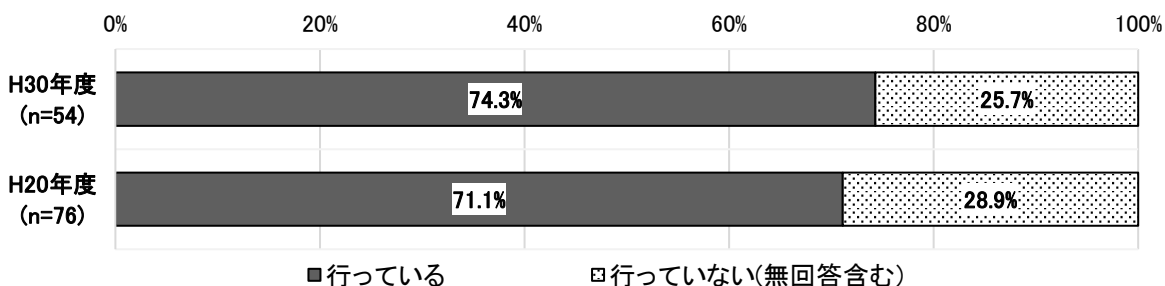
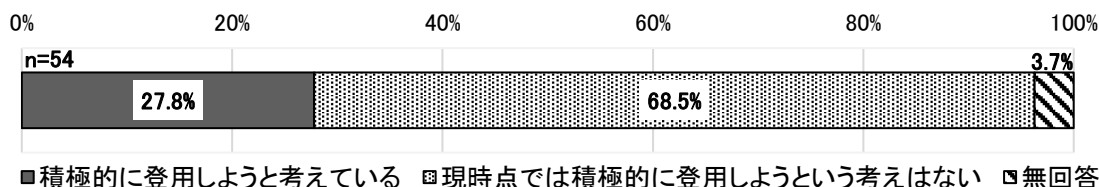


図-4 「女性管理職の積極登用について」



現状-3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

地域に住む人々がその希望に沿った形で様々な活動を展開し、就労による経済的自立と健康で豊かな生活を送るために、仕事、子育てや介護等の家庭生活及び地域活動の調和を図ることは重要です。

平成27年8月に「女性活躍推進法」が成立し、女性の能力の開発促進とともに、能力に見合った女性の登用拡大を進めるなど社会全体で女性活躍推進の動きが活発化しているなか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進していく必要があります。「事業所実態調査」によると「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定している事業所は多くありません。(図-5)

誰もがその個性と能力を十分に発揮でき、活力ある豊かな社会を実現するためには、男女がともに仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担い、仕事を継続しつつ家族としての責任を果たすことができるような環境づくりが必要です。

「事業所実態調査」によると働きながら育児や介護を行う従業員のために何らかの取組をしている事業所の割合は前回調査と比べると多くなったものの、まだまだ取組が定着していません。(図-6) 関係機関と連携しながら育児・介護休業制度の普及啓発に努め、育児・介護を行う労働者が安心して育児休業や介護休業を取得し、円滑に職場復帰できる環境の整備が大切です。

事業所実態調査の結果

図-5 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況」

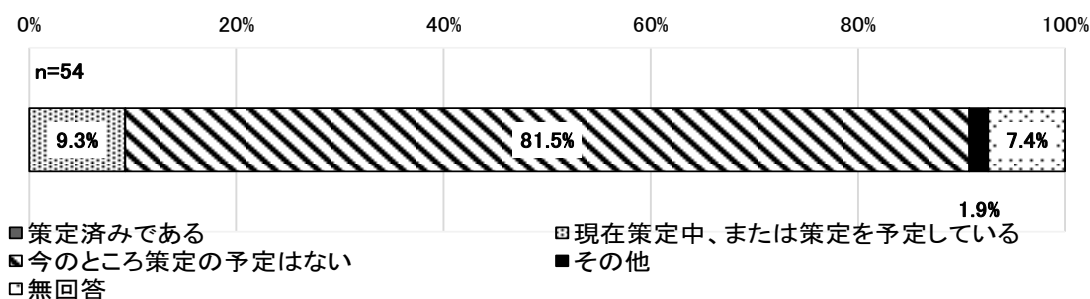
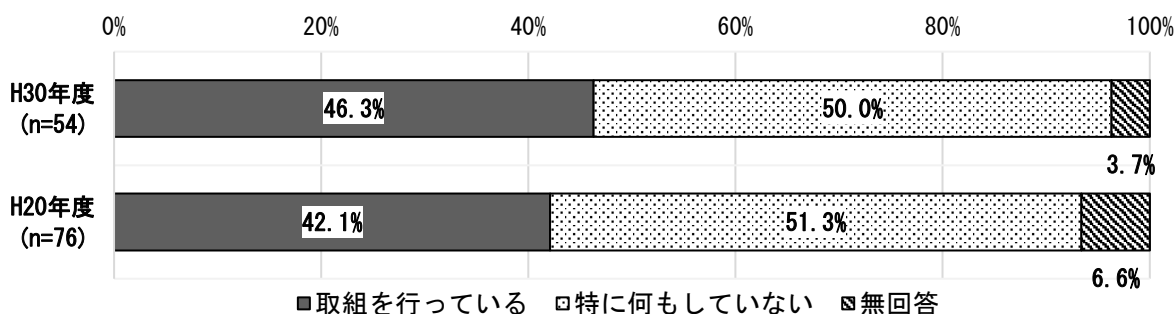


図-6 「事業所での仕事と家庭の両立支援の取組状況」



「市民意識調査」では、男女共同参画社会の実現に向けて市がどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思いか尋ねたところ、多様な働き方のしやすい環境整備と職場での男女平等の確保として「育児のため職場を離れても同じ職場に復帰できるように、雇用面の対策を考える」、「企業主など雇う側が女性差別をしないように働きかけをする」という意見が多くなっています。(図-7)

出産・育児のために離職した女性の再就職（再チャレンジ）については、子育てしながらの能力向上や求職活動が難しいこと、一定期間の空白期を克服して円滑に職場復帰することが難しいこと、子育てしながら働きやすい条件での就業を希望する女性と求人側の希望が一致しないこと等で、希望する仕事につきにくいという課題があります。

男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の改正等、法制面での充実が図られる中、法律や制度の浸透を図るとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等により、女性が意欲を持って就労を継続できる環境整備の取組を促進することが課題となっています。

価値観やライフスタイルが変化する中で、働き方に対する考え方も多様化していて、パートタイム労働や派遣労働等の非正規労働者の処遇の確保や希望する人の正規雇用への転換の推進等も課題となっています。

また、重大な人権侵害である職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やマタニティ・ハラスメント（妊娠・出産・子育てを理由とした嫌がらせ）については、関係機関との連携を図りながら、防止策の周知徹底や防止の広報・啓発に取り組む必要があります。「市民意識調査」によると、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったことがある方の割合は前回調査と比べると少し高くなっています。(図-8)

また、農林水産業や商工業の自営業従事者は、産業の活性化の担い手として、また地域社会においても重要な役割を果たしており、その活躍が期待されています。しかし、「経営等の主となることは男性、その補助と家庭のことは女性」といったような固定的な性別役割分担の意識がある中で、女性の仕事に対する意欲や能力は正當に評価されてきたとはいえない状況にあります。加えて家事の大半を担う女性の労働時間は男性より長い状況であるため、就業条件を整備し、男女が適正に家事分担していく必要があります。

市民意識調査の結果

図-7 「男女共同参画社会実現に向けて特に必要だと思う取組」

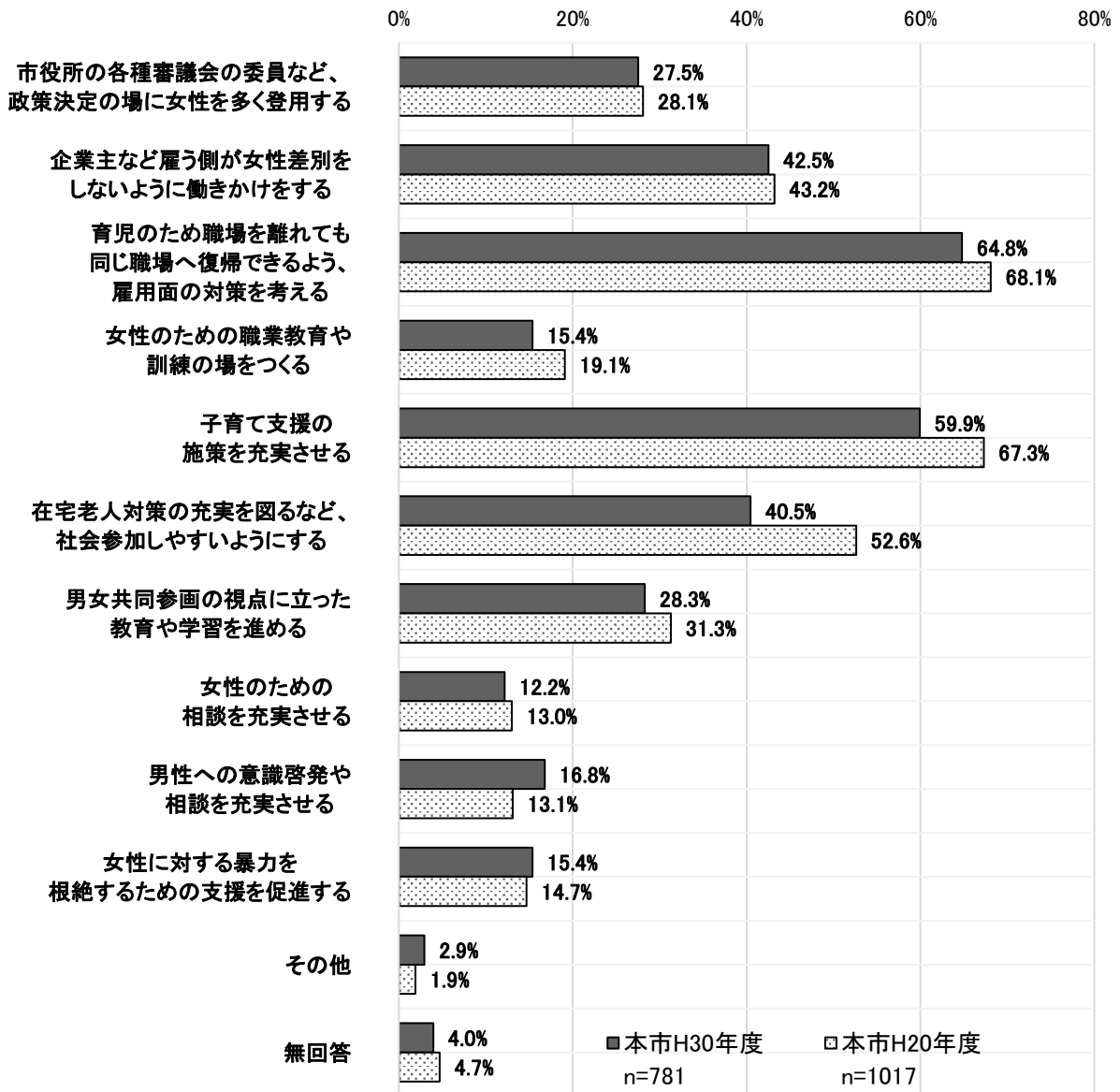
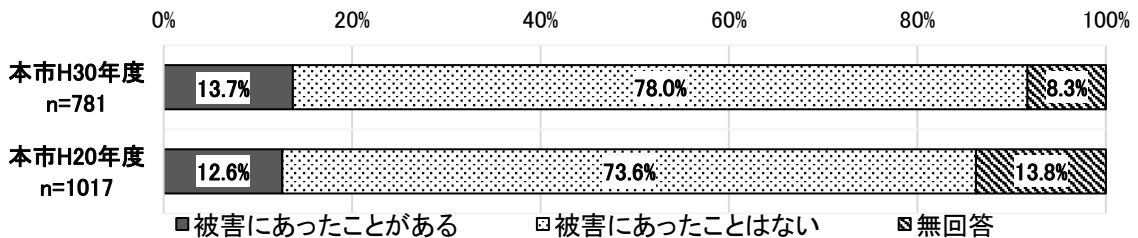


図-8 「セクシュアル・ハラスメントの被害経験」



男女共同参画社会の形成において、すべての男女がともにその意欲や能力に応じて、いきいきと安心して暮らせる社会づくりが必要です。

高齢者虐待や障がい者虐待の未然防止や早期発見、早期支援の体制づくりを行いつつ、高齢者や障がいのある人等への固定的な見方をなくし、社会を支える重要な一員として、その役割を積極的にとらえることが必要です。

高齢者や障がいのある人がその意欲や能力に応じて就労や地域社会への貢献など、社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現するためには、あらゆる場での社会参画の機会の提供や環境の整備、心身の健康を維持しながら生きがいを持って自分が望む生き方を選択できる社会づくりのための取組が必要です。

また、「市民意識調査」では、男女共同参画社会の実現に向けて本市がどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思うか尋ねたところ「男女共同参画の視点に立った教育や学習をすすめる」と答えた方の割合が28.3%となっています。(図-7)

市民・地域・事業者・市等の協働や連携による男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人一人の男女共同参画の意識を高めていく必要があります。

人生100年時代において、あらゆる世代の男女が豊かな暮らしを送るためにも、学ぶ意欲の高まりに合わせた生涯学習の内容の充足、地域で行われる文化芸術やスポーツに手軽に親しみ、楽しめる機会をつくることが求められています。

また、男女共同参画社会づくりは、国内だけでなく国際的協調の下に行われています。国際社会の一員として、地域の外国人の異なる文化、生活習慣等を認め合うグローバルな視野をもち国際レベルで交流することが求められています。

「市民意識調査」によると、意識としては「男性も家事や子育てなど、家庭の責任をともに担うほうがよいと思う」という回答が83.1%（図-9）あった一方、生活の実態では「乳幼児の世話・子どものしつけ」、「保育園・幼稚園への送迎」、「学校行事への参加」等を母親が担っている割合が高くなっています。（P17（3）家庭での役割分担の実態）また、育児休業の取り方については「夫も妻も同程度に取るのがよい」という意見が40.3%あり、前回調査に比べて14.1ポイント増加していますが、「どちらかといえば妻が取るほうがよい」、「妻が取るほうがよい」という意見が53.5%を占めています。（図-10）

子育てにおける男女共同参画の重要性は、社会に認識されつつありますが、まだまだ育児・介護は女性の役割という固定的な考え方があります。

男女共同参画社会は、地域活動にも男女が共同で参画していく社会です。住民同士の交流やボランティア活動等を通じて地域の連帯意識を高め、生きがいと相互協力のある地域社会を形成することが重要です。

市民意識調査の結果

図-9 「結婚・家庭に関する考え方」

・男性も家事や子育てなど、家庭の責任をともに担うほうがよいと思うか

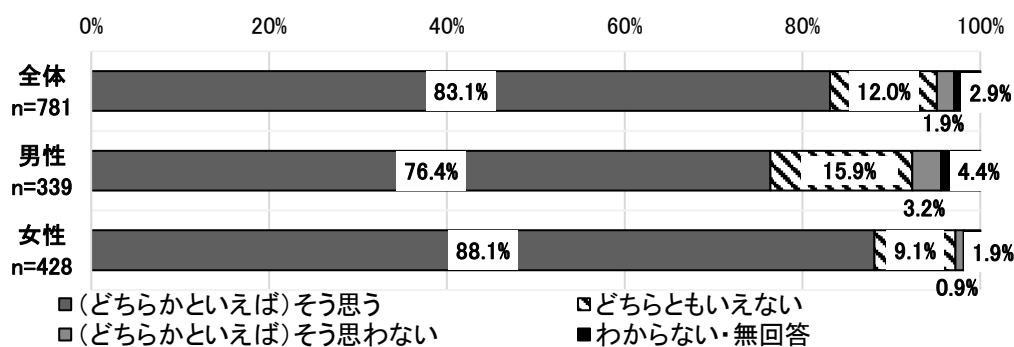
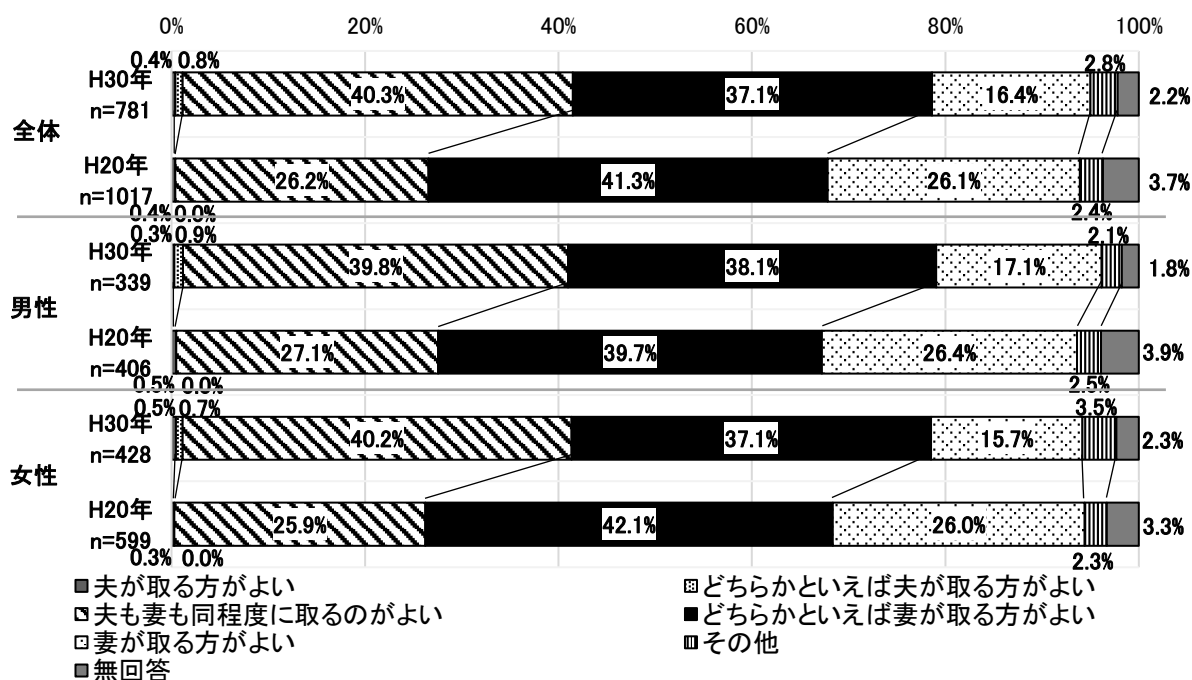


図-10 「育児休業を取る場合」

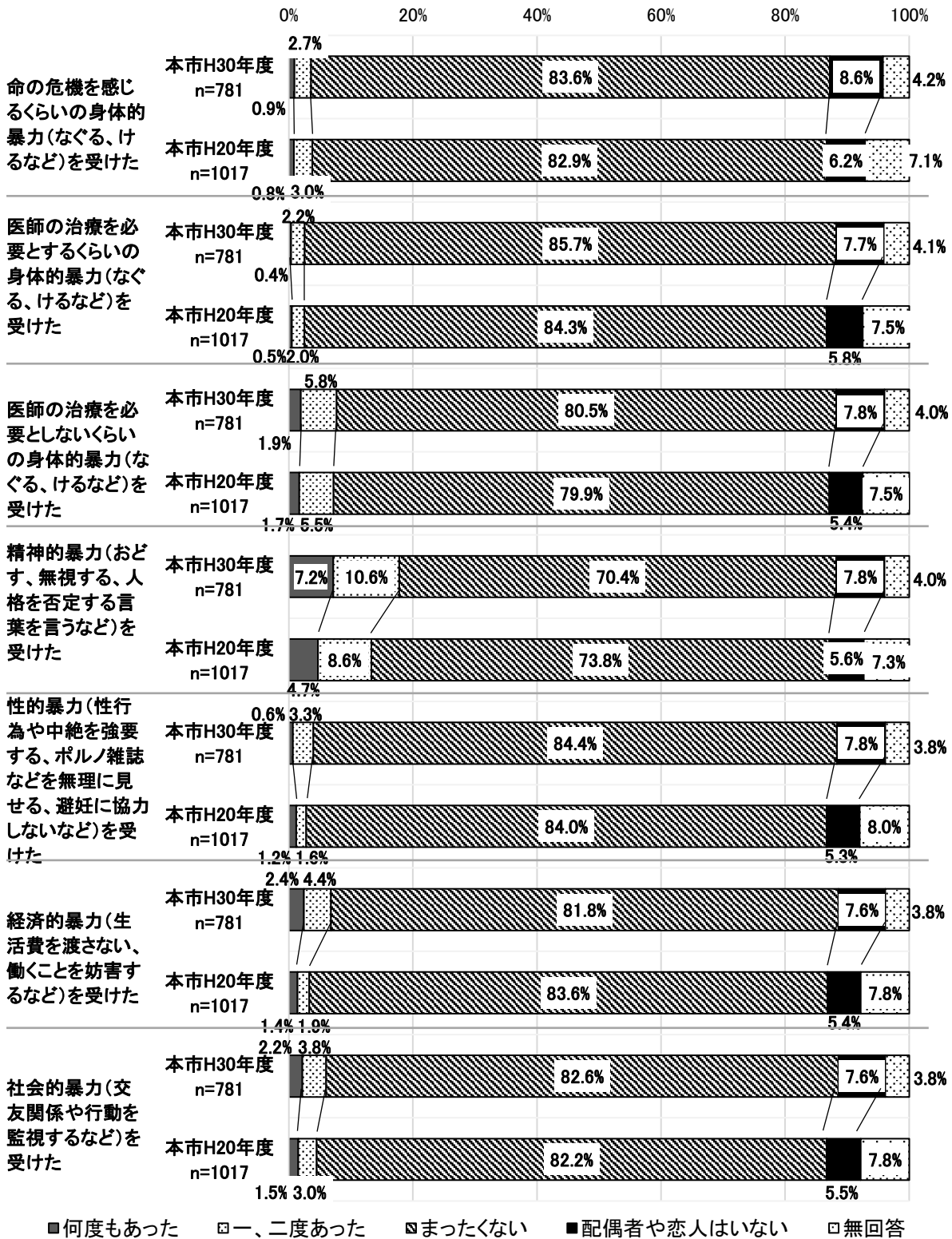


身近な男女間の暴力（DV）は、命にかかわるとともに社会での様々な男女格差、上下関係等に根ざした人権侵害です。身体的な暴力のみならず「精神的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」、「社会的暴力」、「子どもを利用した暴力」も暴力として取り扱われています。また、職場や学校での「セクシュアル・ハラスメント」等も暴力として取り扱われます。

「市民意識調査」によると、DVを受けたことがあると回答した方の割合は前回調査と比べると高くなっています。（図-11）DVを受けた経験は女性、男性ともにあり、女性だけの問題ではありません。

「DV防止法」、「ストーカー規制法」等法制度の周知、相談窓口の充実、被害者の自立支援等、男女間のあらゆる暴力を根絶する社会づくりが求められています。

図-11 「DVを受けた経験」



第4章 基本施策の展開

1 施策の体系

将来像 「－男女がともにおこすまち・いまばり－」

- 基本目標1 いきいき ひと の家庭づくり
- 基本目標2 いきいき ひと の地域づくり
- 基本目標3 いきいき ひと の職場づくり
- 基本目標4 いきいき ひと の学校づくり

取組の柱1
男女の人権の尊重と男女共同参画意識が浸透した社会の実現

- 1-1 男女の人権の尊重
- 1-2 男女共同参画の理解の促進
- 1-3 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- 1-4 生涯を通じた心身の健康支援
- 1-5 困難を抱えた方への支援

取組の柱2
政策・方針決定過程への女性の参画拡大促進

- 2-1 意思決定の場への女性の参画促進
- 2-2 女性の能力の発掘・発揮のための環境づくり
- 2-3 女性の人材育成の充実

取組の柱3
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 3-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

取組の柱4
多様な働き方のしやすい環境整備と職場での男女平等の確保

- 4-1 均等な雇用環境の整備
- 4-2 多様な働き方への条件整備
- 4-3 農林水産業、商工業など自営業での男女共同参画の推進

取組の柱5
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 5-1 高齢者や障がい者がともに輝いて暮らせる条件整備
- 5-2 男女がともに学べる生涯学習体制の整備

取組の柱6
家庭・地域生活での男女共同参画の推進

- 6-1 子育て環境の整備
- 6-2 男女がともに参画する家庭・地域づくり

取組の柱7
男女間のあらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

- 7-1 男女間のあらゆる暴力の根絶

※女性活躍推進計画に該当する施策は
2-1～3、3-1、4-1～3、5-1、6-1～2 となります。

2 基本施策の内容

取組の柱 1 男女の人権の尊重と男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の展開	1-1 男女の人権の尊重 1-2 男女共同参画の理解の促進 1-3 男女共同参画の視点に立った教育の推進 1-4 生涯を通じた心身の健康支援 1-5 困難を抱えた方への支援
-------	--

◎施策の展開方針

「今治市男女共同参画推進条例」の基本理念に掲げている「男女が、互いの性を理解し、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにすること」及び「性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように配慮すること」への取組を進めてきました。男女共同参画社会の実現には、男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野で、ともに尊重し合い、ともに責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという視点に立ち、男女の人権の尊重と男女共同参画の意識が浸透した社会の実現への理解を促進し、その意識を育てていくことが大切です。

未来を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深めることは、将来的に社会全体における男女共同参画の実現につながるため、性別にかかわらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとらわれない人権教育に学校教育等と連携しながら取り組めます。

また、男性と女性がともに自らの身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重しながら思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の前提となるものです。早い段階から性に関する正しい知識を身につけることは大変重要で、児童生徒に対してのこの大切さ等の知識を身につけられるような教育・啓発に取り組めます。

妊娠から出産期において、妊娠・出産・育児に関する相談・指導等、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組めます。さらに、思春期、更年期、高齢期等、それぞれの段階に応じた健康管理、健康診査や子宮頸がん検診・乳がん検診等の各種検診、生活習慣病の発症予防等、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

近年、社会問題となっている子どもの貧困は、子どもの生活環境や教育面等に大きな影響をおよぼすとともに、貧困が世代を超えて連鎖する恐れがあるため、子育て家庭への経済的支援や、ひとり親家庭の自立支援の充実等が求められており、様々な支援を通じて、男女がそれぞれ自立して生活できる環境づくりが必要です。

1-1 男女の人権の尊重

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で基礎となるものです。すべての人々が、お互いをかけがえのない存在であると認め合い、対等な関係を築くことが大切です。性別による固定観念や偏見、不平等の解消に向けた施策を展開し、差別のない明るく住みよい人権尊重のまちづくりに取り組みます。

主要な施策 1 人権尊重のまちづくり

施策	担当課
<p>☆「今治市人権都市宣言」を基本理念とし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者及び外国人等へのあらゆる人権侵害をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現を進めます。</p> <p>☆「人権の日」制定の趣旨や意義について、広く市民に周知するとともに、市民の人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりに寄与するため、いまばり人権啓発フェスティバルを実施します。各地域においても人権フェア等地域独自の啓発行事を行います。</p> <p>☆広く一般市民に人権意識の高揚を図るため街頭啓発や小学生対象に人権の花事業を法務局今治支局や人権擁護委員協議会と連携して行います。</p> <p>☆5年毎をめぐりに市内に居住する20歳以上の市民を対象に「人権に関する市民意識調査」を実施し、その結果を分析・検討し、市の現状と課題を踏まえ、国及び県の施策動向の変化等に柔軟に対応しながら、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取組を推進するため、「今治市人権施策基本計画」を改訂していきます。</p>	人権啓発課
<p>☆相談を受けた各課が、市の関係課や法務局等の外部関係機関と連携しながら救済、支援していくにあたり、被害者の一時的な保護も含め、できる限り速やかに被害者の救済が図れるよう、体制の充実に努めます。</p>	人権啓発課 関係各課
<p>☆「差別をなくする強調月間」、「人権週間」、「人権の日」等の機会を捉え、更なる人権意識の高揚を図るため啓発用チラシの作成、人権標語パネル展の実施、懸垂幕等の設置による啓発活動を行います。</p>	人権啓発課 社会教育課
<p>☆人権教育（市民の集い、フェスティバル等）を実施し、啓発を図ります。</p>	社会教育課
<p>☆民生児童委員が、高齢者や子育て世帯等の地域での見守りを行うとともに、地域住民が抱える悩みや心配ごと等の相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、サービス等の情報の提供を行います。</p>	福祉政策課
<p>☆児童に対する虐待を防止し、虐待が発生した際には、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の構築に努めます。</p>	子育て支援課
<p>☆高齢者虐待を防止するとともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯等の孤立を防止し、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの推進に努めます。</p>	高齢介護課

1-2 男女共同参画の理解の促進

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識の解消、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組むことは重要です。一人一人が身近な問題として捉えられるよう、あらゆる機会・媒体を活用して、わかりやすく啓発し、様々な情報提供を行います。市の広報や出版物及びホームページなどの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう情報発信での配慮に取り組みます。

今後も引き続き、様々な機会を通して、広く市民や事業者等に向けて男女共同参画意識の理解の促進のための取組を強化していく施策を展開します。

主要な施策1 性別による固定的な役割分担意識の見直し

施策	担当課
☆男女共同参画の視点に立って現行の制度・慣習の見直しを呼びかけます。 ☆家庭内での家事・育児・子育て・介護等の分担について、見直しを呼びかけます。 ☆市民・事業者等による制度・慣行についての自主的な学習・研修活動を支援します。	人権啓発課

主要な施策2 各種媒体を通じた意識啓発

施策	担当課
☆「男女共同参画」という用語の周知を図ります。 ☆わかりやすい男女共同参画についてのリーフレットやチラシを作成し、配布します。 ☆様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く伝わるように努めます。 ☆広報今治、市公式ホームページ等、多様な媒体を通じて意識啓発を行います。 ☆公共施設等様々な場所で男女共同参画の情報が入手できるように努めます。 ☆男女共同参画週間（6月23日から6月29日まで）、農山漁村女性の日（3月10日）、女性の日（4月10日）、女性週間（4月10日から16日まで）、国際女性デー（3月8日）をPRします。 ☆「男女共同参画シンボルマーク」の周知に努めます。	人権啓発課

主要な施策3 男女共同参画に関する調査・研究

施策	担当課
☆講座やイベントの開催時にアンケートを実施します。 ☆男女共同参画に関する市民意識調査、事業所実態調査を実施します。	人権啓発課

主要な施策4 メディアにおける人権尊重の取組

施策	担当課
☆児童生徒のインターネット等の安全利用に関する研修や情報モラル教育の取組を促進します。	学校教育課
☆公民館で、教養講座、人権教育研修会を実施し、情報を評価、識別する能力について啓発します。 ☆IT講習等を通じて、メディアに対する理解を高めます。 ☆愛媛県青少年保護条例に基づき、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為を防止し、有害環境浄化活動の一環として、街頭補導活動事業を実施します。	社会教育課

1-3 男女共同参画の視点に立った教育の推進

「今治市男女共同参画推進条例」では、基本理念の一つに「学校教育及び社会教育の分野において、自立の精神と男女平等の意識が育まれること」を掲げています。男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を促進するために、幼児期からの家庭、地域、職場、学校等における教育・学習の充実は極めて重要です。

また、人権の尊重に基づく男女平等を進める学習は、次世代を対象にしたものに加え、現在の社会を動かしている大人世代の意識を変革するためにも重要です。

そのため、学校教育、社会教育の充実を図り、子どもから大人まですべての世代、家庭、地域、職場、学校等社会のあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立ち、今後も引き続き、自立の精神と男女平等に配慮した教育を推進する施策を展開します。

主要な施策1 家庭における男女平等の教育の促進

施策	担当課
☆男性料理教室の実施等、男性の家事・子育て等の技術の習得を支援します。	人権啓発課 社会教育課
☆子どもも参加する親子料理教室等を開催します。	人権啓発課
☆「あたたかい家庭づくり」の啓発用のポスターを作成、配布します。 ☆「あたたかい家庭づくり」を題材とした児童生徒の作品を募集し、作品展を開催します。 ☆「家庭の日（毎月第3日曜日）」の啓発チラシを作成し、配布します。	社会教育課
☆子どもの家事参加の重要性を啓発するため、技術・家庭科の学習等において、家族と協力・協働し、よりよい家庭生活に向けて工夫し、創造しようとする実践的な態度を育みます。	学校教育課
☆1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、心身の異常の早期発見及びむし歯予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。	健康推進課

主要な施策2 地域における男女共同参画学習の促進

施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ☆男女共同参画を啓発するための講座を開催します。 ☆いまばり人権啓発フェスティバルを開催します。 ☆希望に応じ、男女共同参画社会の実現に向けての市政出前講座を行います。 	人権啓発課
<ul style="list-style-type: none"> ☆人権教育を実施し、啓発を図ります。 	社会教育課

主要な施策3 職場における男女共同参画学習の促進

施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ☆性別による固定的な仕事の分担を見直し、男女の対等な協力体制づくりの重要性を周知・啓発します。 ☆職場における男女共同参画を促進するための啓発や情報提供として、国、県からの配布資料があれば、資料コーナーに設置します。 	人権啓発課 商工振興課

主要な施策4 学校における男女平等の教育の推進

施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ☆愛媛県教育委員会等関係機関と協力して男女平等の教育を推進します。 ☆各教科や特別活動等において、児童生徒が自分も他人も大切にできる思いやりの心を持つことができるよう取り組みます。 ☆青少年赤十字活動、各校独自のボランティア体験活動、各種募金活動を学校教育の中に取り込み、児童生徒が主体的に取り組むことができる活動を推進する中で、男女が協力することの大切さを学ぶ学習を推進します。 ☆男女平等な考え方をもとに、性別に関係なく一人一人の個性や能力を大切にする教育を推進します。 ☆「女性」の人権について、現状と課題を正しく理解するとともに、男女の人権を尊重し、男女共同参画社会を推進していくため、各学校の人権・同和教育主任を中心として、各種研修会への参加、校内での研修を実施します。 	学校教育課

1-4 生涯を通じた心身の健康支援

男女がともに互いの性を理解し、思いやりながら、心身ともに健やかな生活を送ることは男女共同参画社会形成のうえで大変重要です。特に女性は、妊娠・出産、更年期と体調の変化が大きく、健康状態に十分関心を払う必要があります。そのため、その時々での身体状況に応じて健康に過ごすための知識や情報の提供、相談ができる体制を整え、男女がともに支えあい、身体的、精神的及び社会的にも良好な状態で生活できるよう生涯を通じた心身の健康を支援する施策を展開します。

主要な施策1 生涯にわたる健康教育の充実

施策	担当課
☆市内各地の公民館等身近な場所での健康づくりを進めます。	社会教育課
☆医療機関と連携し、妊婦・乳児及び幼児の健康の保持、増進を図ります。妊娠及び出産に対する不安の軽減と友達づくりの機会とするパパママ学級を実施します。 ☆妊娠及び出産に対する不安の軽減と友達づくりの機会とするパパママ学級を実施します。 ☆乳幼児健康相談に取り組み、心身の発育や育児に関する助言を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康推進課

主要な施策2 ライフステージに応じた健康づくり

施策	担当課
☆児童生徒が性に関する正しい知識を身に付けることができるよう、積極的な性教育を推進します。	学校教育課
☆中学生を対象にした妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及と赤ちゃんとのふれあい体験をとおして命の尊さ等について学習する事業を実施します。 ☆生活習慣病の予防等健康づくりについて医師、歯科医師から正しい知識を学ぶ事業を実施します。 ☆クアハウス今治を利用して、生活習慣改善を目的とする健康教育等の事業を実施します。 ☆健全な食習慣の確立や見直しのきっかけにし、生活習慣病の発症を予防するための生活習慣病予防栄養教室を実施します。 ☆病態に応じた確に自己管理を行い、適正な生活習慣を身に付けられるよう支援することを目的に、栄養相談を行います。 ☆地域住民の健康増進と福祉の向上に資する食生活改善を中心にした、健康づくりボランティア等養成講座を実施します。 ☆自殺の予防に寄与するゲートキーパー（身近な人の変調に気づき声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人）の役割を果たす人の養成を行います。	健康推進課

主要な施策3 母子保健の充実

施策	担当課
<p>☆妊娠、出産、育児を通じた健康管理と不安の軽減、健やかな成長を支援し、見守るため、母子健康手帳交付及び家庭訪問を実施します。</p> <p>☆少子化、核家族化時代に安心して妊娠期間を過ごし、妊娠及び出産に対する不安の軽減と友達づくりの機会を提供するパパママ学級を実施します。</p> <p>☆離乳期から保護者に正しい知識や情報を得てもらうため、講話とデモンストラーションの離乳食講習を実施します。</p>	健康推進課

1-5 困難を抱えた方への支援

社会環境変化に伴い、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。子どもの貧困の問題が深刻さを増しており、貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の子どもへの教育の支援等を実施していきます。

「高齢者」、「障がいのある人」、「日本で生活する外国人」、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている「性的マイノリティ」について理解と認識を深めていくことが求められており、あらゆる偏見や差別のない社会の実現に向け、国や県等と連携しながら、様々な人権問題の解決に向けた施策を展開します。

主要な施策1 子どもの学習等支援

施策	担当課
☆「貧困の連鎖」を断ち切ることを目標に、生活保護世帯・児童養護施設入所の中学生を対象に、居場所づくりや学習機会の提供、将来へのきっかけづくりを行い、希望する高校への進学を支援します。	生活支援課

主要な施策2 ひとり親家庭等に対する支援の推進

施策	担当課
☆ひとり親家庭がファミリー・サポート・センターを利用した際の利用料の半額を補助します。	子育て支援課
☆ひとり親家庭等の自立を支援するため、児童扶養手当の事業を実施します。	
☆20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親及びその子どもについて、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

主要な施策3 高齢者、障がい者、外国人、性的少数者（性的マイノリティ）の方への支援

施策	担当課
☆高齢者や障がい者が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる社会の形成に向かい、市民の理解を深める啓発に努めます。	人権啓発課
☆外国人が安心して暮らすことができるよう、外国人の地域活動への参画促進等に努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に向かい啓発に努めます。	
☆性別や性的指向に関わらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、偏見や差別をなくすための効果的な教育、啓発に努めます。	

取組の柱2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大促進

施策の展開	2-1 意思決定の場への女性の参画促進 2-2 女性の能力の発掘・発揮のための環境づくり 2-3 女性の人材育成の充実
-------	---

◎施策の展開方針

「今治市男女共同参画推進条例」の基本理念の一つに「男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、市又は事業者における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること」があります。

社会のあらゆる分野の方針決定過程に女性が参画することは、男女がともにその個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成のために重要です。多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、女性の活躍を推進するといった観点だけでなく、活力ある地域社会の創造にもつながります。

市の審議会や委員会等における女性委員、市職員における女性管理職等公的な分野における方針決定過程への女性の参画促進に取り組むことはもとより、企業や各種機関、団体等に対して、職場等での女性活躍の必要性に関する啓発や女性活躍の取組の紹介等、職場等での女性の活躍を後押しする環境づくりに取り組みます。

また、愛媛県の取組に同調し、関係機関と連携しながら、女性活躍に取り組む企業等を評価する取組や、企業等と連携し、働く場で活躍する女性のネットワーク形成等の情報発信等を行います。

地域等においては、団体での女性役員登用やリーダーの育成についての理解を深めるための啓発や働きかけを進めます。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの相違等に配慮されないなどの課題が生じました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から防災活動において女性が重要な役割を果たしていることを認識し、女性の参画を拡大する必要があります。

2-1 意思決定の場への女性の参画促進

これまで、女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が広がりをみせ、様々な場面での参画につながってきました。

企業等で女性の活躍を推進していくため、その価値観やライフスタイル等に応じた多様な働き方が選択でき、性別に関わりなく働きやすい職場づくりについて企業向け意識啓発や情報提供を行い、女性の積極的な活用、管理職への登用を後押しする取組を行います。

公的な分野における方針決定過程への女性の参画促進に取り組むことはもとより、企業、地域等においても方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性活躍推進の施策を展開します。

主要な施策1 行政における女性の参画拡大

施策	担当課
☆委員の選任等について定められた「附属機関等に関する基本指針」に基づき、審議会等の女性委員比率40%を目標に、登用を進めます。また、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。	人事課 人権啓発課
☆審議会等の各種委員の選出に当たり、公募委員の1名以上の登用及び委員総数の10パーセント以上を目標に、担当課への働きかけを行います。 ☆市役所に勤務する女性職員が、働きたいと感じ、個性と能力を発揮できる職場風土づくりに取り組み、女性採用・登用率の向上を目指します。	人事課
☆各分野で活躍している女性を登録する「女性人材リスト」を整備し、市の各種審議会等への登用や各種モニターへの推薦等に活用します。	人権啓発課
☆市議会の本会議および委員会の傍聴に当たり、希望があれば、手話通訳者、要約筆記者の設置をし、多様な市民の参加に努めます。また、今治市議会インターネット中継を継続します。	議会総務課

主要な施策2 女性の意見の反映

施策	担当課
☆アンケート、公聴会、パブリックコメント等の方法で意見を収集するとともに、市民が行政情報に関心を高める情報発信に努め、積極的な市民参加型行政を進めます。	総務調整課

主要な施策3 民間部門における女性参画拡大

施策	担当課
☆企業等に、女性の能力の活用、積極的な管理職への登用についての理解及び推進を求めます。	人権啓発課 商工振興課
☆積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及に努めます。	
☆市民団体等に対して、女性代表・役員の登用を働きかけます。	関係各課

2-2 女性の能力の発掘・発揮のための環境づくり

女性の社会参画を促進する、女性のエンパワーメント活用に取り組んでいきます。女性人材リストの整備を進め、女性が地域における活動等に積極的に参画し、身につけた能力を伸ばし、女性が活躍する場が増えていくための施策を展開します。

主要な施策 | 女性の能力の発掘・発揮

施策	担当課
☆「女性人材リスト」の整備を通して、能力ある女性の人材発掘に努めます。	人権啓発課

2-3 女性の人材育成の充実

女性が活躍する場を多くつくるため、発言力、自己決定能力、方針決定能力等の力をつけるために必要な学習の機会を提供する等、女性の人材育成の充実に向けた施策を展開します。

主要な施策 | 情報提供・きっかけづくり

施策	担当課
☆女性団体等の男女共同参画を進める自主活動を支援します。	人権啓発課 社会教育課
☆女性リーダー養成講座を開催します。 ☆先進国、国内先進地域の取組事例の情報収集に努めます。 ☆市内外の男女共同参画に関する研修会等の学習機会の情報を提供します。 ☆今治市男女共同参画推進条例についてのリーフレット等を配布します。 ☆女性人材リストを整備し、市の各種審議会等への登用や各種モニターへの推薦等に活用します。	人権啓発課
☆各地区で希望者を募り、婦人の教養を高めたり、心身の健康増進を図ったりするための講座「婦人学級」を開設し、社会に貢献する婦人のあり方について研修する場をつくります。 ☆婦人会各地区会長・副会長を対象に、講師を招いて講演を聴き、現代に生きる婦人の社会活動のあり方を学ぶ、婦人教育指導者研修会を開催します。 ☆男女共同参画社会を目指し、女性があらゆる活動に参画する機会やそのあり方、責任について学ぶ、東予地域婦人教育研修会、県中央研修、えひめ婦人大会、地域女性リーダー研修、「地域学校協働活動」、「えひめ未来塾」関係者研修会を開催します。 ☆各地区の婦人会長が、先進的な婦人会活動を行っている県外の婦人団体を訪問して視察したり情報交換をしたりして見聞を広める県外交流研修を開催し、今後の婦人会活動に役立てます。 ☆図書館では、市民の知る権利を保障し、生涯学習等の学習要求を支援することにより、市民の教育と文化の発展に寄与するという目的のため、様々な分野の資料を収集し提供することをその手段としているが、その中には男女共同参画に関する資料も含まれ、男女共同参画に関する資料・図書を整備し、情報提供・学習支援を図ります。 ☆女性の地域交流学習を公民館で開催し、女性を対象に生活に役立つ学習や実習として、工芸、料理、介護の学習等を実施します。	社会教育課
☆今治市を個性的で魅力あるものとするために、市民が自主的に行うまちづくり活動に必要な経費の一部を補助することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための事業を実施します。	市民生活課
☆消防団音楽隊女性消防団員による火災予防広報及び消防団PR活動を各地区のイベントで実施する等、女性消防団員の活動領域の拡充を促進します。	消防本部 総務課

取組の柱3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の
展開

3-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◎施策の展開方針

誰もが人生の各段階に応じて、仕事上の責任を果たしながら、子育て、介護、地域活動、自己啓発等、それぞれの個人の生活に充実感を感じることが大切です。一人一人の希望や意欲に応じて仕事と生活の選択肢が増えていくことは、男女を問わず一人一人の個性と能力の発揮につながります。企業にとっても、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、企業の生産性や従業員満足度の向上、優秀な人材の確保につながり、将来にわたり持続可能な社会の実現にも資するものです。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには企業等の理解と協力が不可欠です。行政、企業、働く人、家庭、地域等が連携し、社会全体で従来の男性中心型労働慣行を見直し、進めていくことが大切で、今後も重点的に取組を進めます。

3-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性が企業等で活躍するためには、関係機関との連携を図りながら企業等に対し、労働環境や労働条件の改善について働きかけ、就業環境の整備に努め、就業に関する様々な情報提供を行うとともに育児・介護休業制度の普及啓発に努め、育児・介護を行う労働者が、安心して育児休業や介護休業を取得し、円滑に職場復帰できる環境の整備、また、仕事を継続しつつ家族としての責任を果たすことができるような環境の整備を推進します。

誰もがその個性と能力を十分に発揮でき、活力ある豊かな社会を実現するためには、男女がともに仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担うことが必要であり、女性活躍の推進に向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための施策を展開します。

主要な施策 | 仕事と生活の調和の推進

施策	担当課
☆男女が共に家事、育児、介護等を分かち合い、家庭生活と仕事や地域活動を両立することができるよう、意識啓発に努めます。	人権啓発課
☆えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」（愛媛県）等の周知を通して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発に努めます。 ☆労働時間短縮や在宅勤務制度等の多様な働き方の普及・啓発に努めます。 ☆育児・介護休業制度等の周知、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりのための普及・啓発に努めます。	人権啓発課 商工振興課

取組の柱4 多様な働き方のしやすい環境整備と職場での男女平等の確保

施策の 展開	4-1 均等な雇用環境の整備
	4-2 多様な働き方への条件整備
	4-3 農林水産業、商工業など自営業での男女共同参画の推進

◎施策の展開方針

「今治市男女共同参画推進条例」の基本理念の一つである「男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること」が保障されるよう、性別によって不利な扱いをされないことがないように努めます。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正等、制度上の男女平等は整ってきましたが、人々の意識の面では、性別による固定的役割分担意識はいまだ根強く残っているため、働く場においても、職責や従事内容も限定的なものとなっています。女性の雇用形態としてパートタイム労働者等非正規雇用の割合が高いこと等から、就労環境の整備に向けた事業所等へ状況提供や事業所等の取組への支援を行います。

また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの対応として、職場での意識啓発や研修会等による取組への支援を行います。

農林水産業や商工業等自営業では、労働時間や報酬が不明瞭になりがちであり、労働環境の整備も不十分な場合が多く、家事と不規則な就業形態による長時間労働等過重な負担を強いられる場合がありますが、どのような雇用形態であっても、すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備に向けた取組へ支援を行います。

4-1 均等な雇用環境の整備

企業等での働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、女性の活躍推進に取り組む企業に対するインセンティブの拡充や、国や県等と連携した取組により、事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の取組への啓発に努めます。

また、県や関係機関との連携を図りながら事業者等に対し、労働環境や労働条件の改善について働きかけ、就業環境の整備に向けた施策を展開します。

主要な施策 | 雇用環境の整備

施策	担当課
☆男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等について事業所や団体等への周知・啓発に努めます。 ☆企業等における男女間格差の是正に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及に努めます。 ☆セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発に努めます。	人権啓発課 商工振興課

4-2 多様な働き方への条件整備

パートタイム労働や派遣労働等、就業形態は多様化しつつあり、これらに対する正確な情報を把握し、その情報提供に努めます。

また、女性のチャレンジ支援として、女性がその能力を十分に発揮し、社会の様々な分野に参画することを支援します。国や県などと連携を図りながら、結婚や出産・育児のために退職し再就職を希望する女性の再就職や起業・創業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業環境の整備と併せ、就業支援に向けた情報提供や支援制度の充実を図る施策を展開します。

主要な施策 | 多様な働き方への条件整備

施策	担当課
☆パートタイム労働法、労働者派遣法等について事業所や団体等への周知・啓発に努めます。 ☆在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン等の周知等柔軟で多様な働き方の普及促進に努めます。	人権啓発課 商工振興課
☆結婚や出産で仕事を辞めた子育て中の母親に対し、就職を応援するための情報の提供や就職活動の講座を開催し、無料の託児サービスを備え、集中して受講する環境を整えて、就職活動の支援をします。	子育て支援課
☆全中学校で職場体験学習及び「えひめジョブチャレンジU-15事業」を継続実施します。	学校教育課
☆営業戦略課窓口にて、内職相談対応及び情報の提供を行い、市ホームページにて、内職情報の公開を引き続き実施します。 ☆産業競争力強化法に基づき『創業支援等事業計画』の認定を受け、起業・創業を目指す方や、創業後の事業拡大にお悩みの方への各種支援に、引き続き取り組んでいきます。	営業戦略課

4-3 農林水産業、商工業など自営業での男女共同参画の推進

女性の農林水産業や商工業等の経営への主体的な参画促進のため、技術と経営能力の向上や女性グループの活動を支援します。

女性の労働が正しく評価され、仕事、家庭、地域において男性と対等なパートナーとして活躍し、経営への参画ができるよう支援するとともに、女性が活動しやすい環境整備を促進します。

主要な施策 | 多様な産業での男女共同参画

施策	担当課
☆生活研究グループ（女性の農業者グループ）への補助金交付による支援を行います。	農林振興課
☆漁業協同組合女性部の活動を支援します。	水産課

取組の柱5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策の展開	5-1 高齢者や障がい者がともに輝いて暮らせる条件整備 5-2 男女がともに学べる生涯学習体制の整備
-------	---

◎施策の展開方針

高齢者や障がいのある人がその意欲や能力に応じて就労や地域社会への貢献など、社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現するため、社会参画の機会の提供や雇用環境の整備を進め、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう孤立防止に関する取組を進めていきます。

家族介護の負担の増加が見込まれる中、介護しながら働ける環境づくりに向けて、介護疲れ等からくる高齢者虐待や障がい者虐待の未然防止や早期発見、早期支援の体制づくりを行い、介護体制の充実を図り家庭生活と仕事の両立支援の取組を進めていきます。

また、誰もが心身の健康を維持しながら、文化芸術やスポーツに親しみ、生きがいを持って自分が望む生き方を選択できるように、参加機会の提供や環境の整備を進め、地域社会づくりのための取組を進めます。

生活スタイルの多様性の確保という観点からも、これまで以上に必要な施策の展開を進めていきます。

5-1 高齢者や障がい者がともに輝いて暮らせる条件整備

高齢化が進行する中で、一人暮らしや認知症の高齢者が社会で孤立することがないように地域全体で支えていく支援体制を構築するとともに、アクティブシニアの活躍機会の創出や、障がいの有無によって分け隔てられることなく自立した生活を営むことができるようになるための支援として、様々な就労機会の創出及び就労定着に取り組んでいきます。高齢者や障がいのある人等を含むすべての男女が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた施策を展開します。

主要な施策1 高齢者が積極的に社会参加できる地域社会

施策	担当課
☆高齢者の社会参加を推進する今治市シルバー人材センターに対する運営費を補助。 ☆生活支援体制整備事業として、今治市全域において高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進していくため、互助を基本とした生活支援等のサービスが創出されるよう生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置及び運営、地域の高齢者支援に係るニーズ把握、既存の社会資源の整理、既存のネットワークの整理、社会資源の開発、市全域の連携体制の構築を行います。	高齢介護課

主要な施策2 介護予防・地域で支えあう介護保険

施策	担当課
☆介護に関する知識や技術の習得等を目的とした教室を開催します。 ☆家族介護者間の交流や情報共有、日々の介護疲れからのリフレッシュ等を目的に「つどい」や「郊外研修」等を実施します。	高齢介護課

主要な施策3 障がい者の自立した生活の支援

施策	担当課
<p>☆障がいのある人の法定雇用率達成に向け、ハローワーク今治等関係機関と連携し、民間企業における障がいのある人の雇用促進に努めます。</p> <p>☆雇用前の就労支援から雇用後まで一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の雇用・就労を総合的に支援します。</p> <p>☆障がいのある人が様々な場において仕事ができるよう、障がいの特性に応じた多様な就業機会の確保等、就労の支援を充実していきます。</p> <p>☆障がいのある人への経済的な支援を充実することで、地域において自立した生活ができるよう支援していきます。</p>	障がい福祉課

主要な施策4 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

施策	担当課
<p>☆今治市交通バリアフリー基本構想に基づく、社会基盤整備の推進を行います。</p>	都市政策課

5-2 男女がともに学べる生涯学習体制の整備

男女共同参画社会づくりに向けて、あらゆる分野で、あらゆる世代を対象として社会教育を推進する体制をつくりまします。

また、男女共同参画社会づくりは、国内だけでなく国際的協調の下に行われており、国際社会の一員として、地域の外国人の異なる文化、生活習慣等を認め合う国際交流の機会の創出、姉妹都市との国際交流等の情報発信や情報提供に努めまします。

あらゆる世代の男女が自己の充実をはじめ、生活の質的向上を目指し、文化芸術に親しむ機会、スポーツに親しむ機会、国際交流の機会を提供するとともに、講座内容の充実に努め、男女がともに学べる生涯学習体制を整備に関する施策を展開しまします。

主要な施策1 男女でともに学ぶ学習機会

施策	担当課
☆講座・教室の開催時間、学習施設の開館時間の延長、申し込みの簡素化等、仕事を持つ人も参加・利用しやすい学習環境を整備しまします。	人権啓発課 スポーツ振興課
☆男女共同参画を啓発するための講座を開催しまします。	人権啓発課
☆子育て世代の参加を促進するために講座等の開催時に託児サービスを実施しまします。	人権啓発課 社会教育課
☆人権教育を実施し、啓発を図りまします。	社会教育課

主要な施策2 男女でともに楽しむ文化・芸術活動

施策	担当課
☆生涯学習の一環として芸能等に親しむ機会を提供し、生涯学習の振興に資することを目的として波方ふれあいコンサートを実施し、身近な場所で質の高い音楽を聴く機会を提供しまします。 ☆市内各地の公民館等でコンサート、文化祭等、講座の開催等を行って、気楽に芸術に親しみ参加や学習の機会を提供しまします。	社会教育課
☆企画展やシンポジウム、ワークショップ等を開催しまします。 ☆市展（今治市美術展覧会）を開催しまします。 ☆今治市文化振興補助金として、文化協会他、各種団体に対する補助金を支給しまします。	文化振興課

主要な施策3 男女でともに楽しむスポーツ等の活動

施策	担当課
<p>☆子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの創設や活動に対して補助金等の支援を行います。</p> <p>☆誰もが気軽にスポーツに親しむことができるスポーツ大会や教室等の開催や誘致、今治市スポーツ協会への社会体育委託事業による各種目・各地域でのスポーツ大会等の開催、スポーツ施設の指定管理者による各種教室を開催します。</p> <p>☆スポーツ教室の開催時間、体育施設の開館時間の延長、申し込みの簡素化等、仕事を持つ人も参加・利用しやすいスポーツ環境として、インターネットから施設の空き状況の確認や予約を行うことができる公共施設予約システムを活用します。</p>	スポーツ振興課
☆小中学校の屋内運動場を開放し、利用を促進します。	教育総務課

主要な施策4 男女でともに進める国際交流

施策	担当課
<p>☆地域における国際交流の促進のため、国際交流協会や国際交流ボランティアの活動を支援します。</p> <p>☆国際交流の中心的役割を担う国際交流協会と積極的に連携し、市民が主体となって行う事業の支援や外国人市民のサポートを行います。</p> <p>☆学生海外派遣事業により、民間交流を基調としつつ、姉妹都市レイクランド市との友好、親善を図ります。</p>	イベント交流推進課
☆男女共同参画に関する国際社会の情報の収集に努めます。	人権啓発課

取組の柱6 家庭・地域生活での男女共同参画の推進

施策の 展開	6-1 子育て環境の整備 6-2 男女がともに参画する家庭・地域づくり
-----------	--

◎施策の展開方針

誰もが仕事上の責任を果たしながら、仕事と育児や介護等の両立を実現していくため、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実に取り組みます。これまでも関係機関と連携して、子育て環境の整備・充実に取り組んできましたが、地域の就学前・就学後児童数の動向等を踏まえながら、教育・保育への多様なニーズの把握に努めるとともに、病児保育、延長保育等を含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実等、きめ細かな子育て支援策に取り組めます。さらに、企業・団体等が、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解を進めていくために、職場環境づくりの啓発活動を進めていきます。

地域活動における担い手不足の解消や地域のつながりの強化等、地域活動を活性化するためには、男女がともに協力し、支え合い、地域活動に参画することが必要です。多様な意見や意識を反映し、地域課題に取り組むことで、誰もが住みやすい地域が形成されることとなります。

6-1 子育て環境の整備

少子化が進行する中で、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力のある地域社会を構築するためにも、ライフスタイルに対応した多様な保育・教育サービスの提供等のきめ細かな子育て支援策を推進し、男性も含めた社会全体で子育てを支える環境づくりを進めていきます。

主要な施策Ⅰ 子育て支援の推進

施策	担当課
<p>☆第2期今治市子ども・子育て支援事業計画を実施し、市が実施している様々な子育て支援サービスについて、広報やホームページ、ガイドブック等で周知します。</p> <p>☆保育所等を中心とし、妊婦や未就園の子どもがいる世帯への講座の開催や保育体験を行い、地域の子育て支援拠点施設としての役割を果たしていきます。</p> <p>☆保護者等が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後児童クラブで遊びや生活の場を提供し、子ども達が心身ともに健やかに成長できるように取り組みます。</p> <p>☆つどいの広場、地域子育て支援センター、いまばりファミリー・サポート・センターの広報活動を図ります。</p> <p>☆保育所・幼稚園・保健師・主任児童委員・地域の教育機関等が連携し、会合等を通じて子育てネットワークを広げ、地域の課題に取り組んでいきます。</p> <p>☆専門の子育て支援コーディネーターによる、妊婦から概ね18歳までの親子を対象とする相談業務を行います。常設3箇所のほか公民館等へも赴き、子育て世帯の不安解消に努めます。</p> <p>☆0歳から概ね3歳までの子どもとその親を対象とした遊びの場を提供します。遊びの場で相談業務を行うことで子育て世帯の孤立や不安の解消を図ります。</p> <p>☆子育て世代の学習機会を充実します。</p>	子育て支援課
<p>☆多様な保育ニーズに対応するため、地域のニーズに応じた保育サービスの維持・拡充（一時預かり、休日保育、病児保育等）を図ります。</p>	保育幼稚園課
<p>☆各公民館で子育ての効果的な知識や技術についての情報を提供、子育て相談を実施します。</p> <p>☆小・中学生の保護者が自ら企画し、健康づくり講話や調理実習、スポーツ教室等を通して、相互の交流を図り、家庭における教育力の向上に努めます。</p>	社会教育課
<p>☆乳幼児の心身の発育状況の確認及び育児不安の軽減に努めるため、乳幼児健康相談を実施します。</p> <p>☆子育てにおける不安の軽減を図り、子ども虐待防止への取組の強化を図るため、心療内科医による子育て個別相談を実施します。</p>	健康推進課

6-2 男女がともに参画する家庭・地域づくり

男女がともにまちづくりに貢献でき、共同して子育て・介護ができる環境づくりを啓発していく施策を展開します。

主要な施策Ⅰ 男女がともに参画する家庭・地域づくり

施策	担当課
☆男性を対象とした料理教室等を開催し、男性の家事・育児等への参画を促進します。	人権啓発課 健康推進課 社会教育課
☆主任児童委員制度やその役割について周知を図り、主任児童委員への男性の参画を促します。	福祉政策課
☆教育・福祉・文化・スポーツ等あらゆる分野で、市民が仕事や趣味等を通じて得た知識、経験や技術を活かせるよう「まちづくりサポーター」として登録し、その力をまちづくりのための様々な場所や場面に斡旋・紹介をしていきます。また、今治地域の伝統や文化、歴史等を次の世代に伝えることのできる人材も、「まちづくりサポーター」としての活躍を図ります。 ☆今治地域における公益的な市民活動の活性化を支援し、その活動拠点を提供するために市民活動センターを設置し、今治地域で活動する市民活動団体の活動拠点を提供する事業を行うとともに、市民活動の活性化のため、研修会、情報提供、交流推進、ボランティアの需給調整その他必要な事業を推進します。	市民生活課
☆女性消防団員の活動の活性化を図ります。女性消防団員が応急手当指導員として、受講者に対して実技指導を行います。	消防本部 総務課

取組の柱7 男女間のあらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の 展開

7-1 男女間のあらゆる暴力の根絶

◎施策の展開方針

近年の若年層の恋人間で起こるDVを「デートDV」といいますが、スマートフォンの普及やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用者増加等に伴い、これらを活用し相手の行動を監視する等の行為が若者の間で問題となっています。こうした交際相手からのDVや性犯罪等の暴力は一層多様化しており、新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、配偶者等からの暴力の被害者が高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等である場合は、個別の事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠です。とりわけ、子どもがいる家庭におけるDVでは、被害者のみならず、面前DVにより子どもにも悪影響を与えることを十分考慮し、関係機関等と緊密に連携した対応が必要です。

また、DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知やDV行為に関する広報・啓発を行います。

7-1 男女間のあらゆる暴力の根絶

「DV防止法」、「ストーカー規制法」等法制度の周知、相談窓口の充実、被害者の自立支援等、男女間のあらゆる暴力を根絶する社会の体制づくりを進めます。また、配偶者や恋人など親しい関係にある人からの暴力と認識される行為は潜在化しやすいため、DVが重大な人権侵害であるということを啓発します。

男女がそれぞれの人権を尊重し、暴力を容認しない意識を醸成するため、家庭、地域、学校、職場などで人権啓発活動に継続的に取り組み、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識づくりの施策を展開します。

主要な施策 | 暴力の予防と根絶のための基盤づくり

施策	担当課
<p>☆男女間のあらゆる暴力（配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等）の実態やそれを取り巻く現状・課題についての周知に努めます。</p> <p>☆関係機関と連携を図り、被害者の支援についての情報の周知に努めます。</p> <p>☆「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）の趣旨に沿った啓発活動として、広報掲載やFMラジオによる広報を実施し、国・県作成のポスター・リーフレットの掲示や各関係施設へ配布します。</p> <p>☆啓発活動の一環として「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」の周知活動として、内閣府作成のポスター・リーフレットを各関係施設に配布します。</p> <p>☆暴力のサイクルを根絶するための民間活動（パープルリボン・プロジェクト等）の周知活動として、内閣府作成のポスター・リーフレットを各関係施設に配布します。</p>	子育て支援課

主要な施策2 相談体制の充実

施策	担当課
<p>☆今治市婦人相談員による相談業務の周知活動として、ホームページや広報に掲載します。</p> <p>☆県配偶者暴力相談支援センター等のDV相談機関や窓口の周知活動として、ホームページや広報に掲載します。</p> <p>☆DV相談ナビの周知活動として、内閣府作成のカードを窓口に設置し、相談時に配布していきます。</p> <p>☆相談内容に応じて、今治市婦人相談員、家庭児童相談員、母子父子自立支援員、地域包括支援センター等の各種相談先で連携を図ります。</p> <p>☆DV被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口に対して、二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を防止し、適切に対応するための啓発を行いながら、状況に応じて、関係機関と連携を図り協議していきます。</p>	子育て支援課

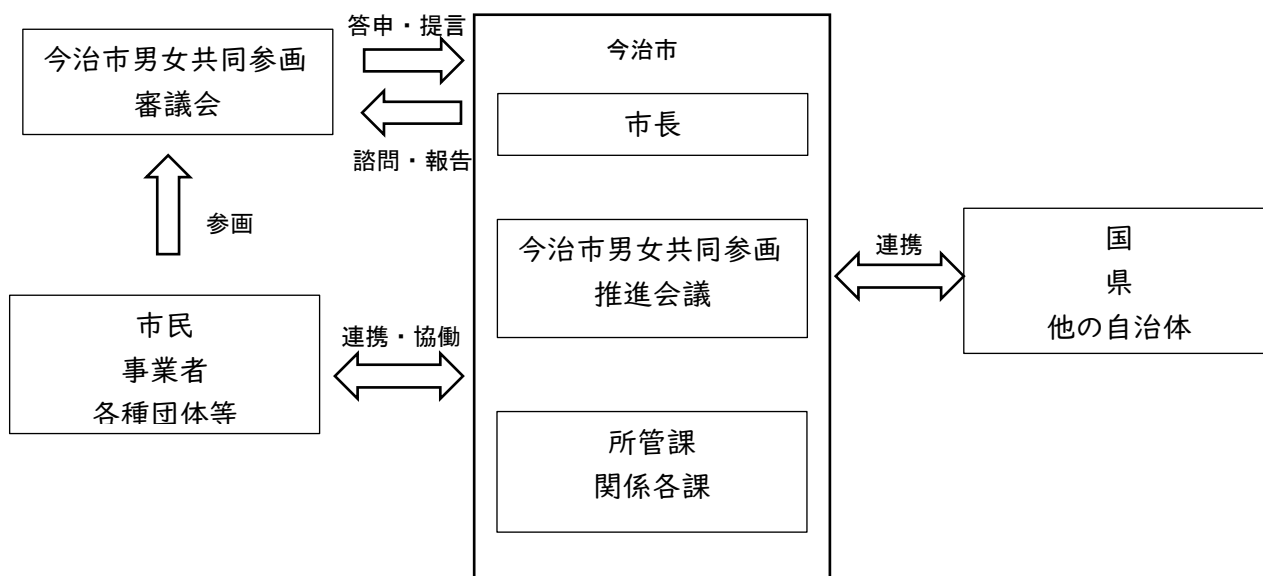
主要な施策3 被害者の保護と自立支援

施策	担当課
<p>☆県婦人相談所、警察と連携を図り、緊急な一時保護を行っていきます。</p> <p>☆市、県の相談員、人権擁護委員をはじめ、保健・福祉・医療・警察関係機関との連携を図り、暴力にあった被害者に対する支援に努めていきます。</p> <p>☆相談窓口においては、自立支援にかかわる情報提供や助言を行うため、県等が実施する研修会等に参加し、相談員としてのスキルアップを図り、相談内容に応じて、適切な情報提供に努めていきます。</p>	子育て支援課
<p>☆DV被害者支援として、警察等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限、写しの交付制限の徹底等、制度の適切な運用を図ります。</p>	市民課
<p>☆支援措置依頼者への適切な対応と支援を実施し、学校や関係機関との連携を行います。</p>	学校教育課
<p>☆公営住宅等の空き家補充申し込みにおいて、配偶者からのDV被害者を単身入居者資格要件に追加し、被害者の保護と自立支援に取り組みます。</p>	住宅管理課

第5章 計画の推進

1 計画の推進

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、市のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。本計画で位置づけた施策の効果的な実施に向けて、庁内外の会議体や組織同士、また各課の職員が連携しながら事業を推進する体制を確立します。また、市民、市民グループ、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における住民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。



2 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、P D C A（Plan Do Check Action）の視点にもとづく進捗管理を行います。各課の取組について、必要に応じて、市民に対するアンケート調査の実施や庁内各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価もを行います。

